

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| 予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (20 . 1 定) | | | |
|---|--|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 2 0 年 3 月 1 0 日 (月) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 2 4 分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 大竹委員長、菊地副委員長、千葉・鈴木・成田(祐)・高橋・林下・ 新谷・前田 各委員 | | |
| 説明員 | 総務・財政・経済・港湾各部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p> | | | |

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、林下委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、大橋委員が成田祐樹委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、濱本委員が鈴木委員に、佐々木委員が林下委員に、北野委員が新谷委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、経済常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

千葉委員

小樽市経済動向調査について

せんだって、商工会議所の方から、平成19年度第3四半期の小樽市経済動向調査が報告されております。この報告の概要と、またこの報告を経済部としてどのようにとらえているのか、お聞かせください。

（経済）産業振興課長

小樽市経済動向調査についての御質問でございますけれども、年に4回、四半期ごとに小樽商工会議所が経済動向を調査しています。直近のもので申し上げますと、第3四半期のものということになりますけれども、概要を申し上げますと、この把握の仕方といいますのは、状況がよくなっている企業のパーセンテージから業績の悪くなっている企業のパーセンテージを引いて、一定程度業績を判断するというD Iという方法を用いておりますけれども、この第3四半期で申し上げますと、業績が好転したという企業が4.4パーセント、それから逆に悪化したという企業が51.1パーセントということになってございまして、このD I値はマイナス46.7ということになってございまして、これを前年同期と比較いたしますと、前年同期がマイナス29.6でございましたので、このD I値が17.1ポイントのマイナスになっているという状況になってございまして、主な要因として考えられることは、個人消費の低迷、それから昨今原油が高騰しておりますけれども、これに伴います石油製品あるいは包装資材の値上げ、そういったものでコストの増加があるということ。それから、公共投資の減少によります需要の縮小、こういったものが要因となりまして、それぞれ企業が悪化したという判断を下しているものと推測をしているところでございまして、

千葉委員

今、るる答弁がありましたけれども、本当に日本経済自体も一部地域を除いて大変厳しい状況であるというふうに思います。

今、小樽市においては、ますます厚い曇り空というふうに感じておりますけれども、この商工会議所の経済動向調査と大きな違いはないと感じておりますが、我が党で12月、1月の2か月間、市内の167事業所に企業経営実態調査をさせていただきました。業種別につきましては、この167事業所のうち、小売業が39パーセント、建設業が20パーセント、サービス業が13パーセント、あと製造業、卸売業、飲食業など多岐にわたって調査をいたしました。この結果を踏まえて、何点か質問をさせていただきます。

商業振興策について

調査の中で、道内の景気動向はどうかとの質問に対しまして、実に7割の事業所の方が悪化をしているというふうに答えております。新年度予算の法人市民税は、1億7,000万円の減収となっておりますので、この回答から、平成21年度はさらに減収になるのではないかと、私自身は危ぐをしているところであります。

小樽市としましては、観光を柱とした小樽市の経済の底上げを図るということはもちろんでございますけれども、観光以外で地域経済を立ち上げるというか、新たな柱となっているものはあるのかどうかと、新しい事業、今まで継続された観光以外の事業についてお聞かせ願います。

（経済）本間主幹

私の方から、商店街対策、商業振興策について話させていただきます。

これまでも、商業振興策としましては、ハード整備、ソフト事業について、わりと手厚く行ってまいりましたけれども、財政状況が悪化する中、かなりの事業をスクラップしてまいりました。ただ、そうした中で、中心部の商店街からは、新たに取り組みたい事業、新たに活性化のためにやってみたい事業があるというのですけれども、商店街自体が減収とか、空き店舗が増えていることによりまして、なかなか状況も厳しい。そうした中で、中心市街地の活性化というのは、やはり非常に重要になっているという認識から、昨年度から、「にぎわう商店街づくり支援事業」という名称で、従来の商店街のソフト事業につきましては、2分の1助成ということでやってまいりましたけれども、この事業につきましては、中心市街地の集客増、にぎわい再生を図るための事業として助成率を3分の2、限度額を70万円ということで実施してきております。昨年度のこの事業の実績としましては、都通り商店街が「アートストリート in 都通り」という新たな名称で、言ってみれば住民参加型の芸術展と申しますか、商店街の街区に絵画展とか、空き店舗を使ったアートギャラリーとか、そういったものをやってまいりました。また、花園銀座3丁目会商店会が、以前は映画館が何軒かあったところで、現在はちょっと廃れていると申しますが、寂しい商店街なのですけれども、そこでキネマの花園と申しまして、商店街の空き地を活用しました映画上映とか、また小樽雪あかりの路の期間中には、空き店舗を活用してそういった映画上映をするなど、中心市街地のにぎわいづくりに向けて、そういったやる気のある商店街も出てきていますので、今年度につきましても、また引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

（経済）商業労政課長

私の方からは、小樽の物産の販路拡大施策について、説明したいと思います。

物産展等を通しての販路拡大事業を継続的に行っておりますが、特に平成20年度の新規事業としまして、小樽市と隣接する札幌市手稲区との経済交流を活発化しようということで、手稲区での物産展を企画しております。そのほか、18年度まで、地場産品の地産地消という観点で行っていた物産展を、20年度から高島の公設水産地方卸売市場を会場にしまして、おたる高島水産まつりという形で復活させたいというように考えてございます。

（経済）産業振興課長

産業振興課では、新年度の新規事業として、ものづくり市場開拓支援事業に160万円を計上させていただいております。今、商業労政課長から説明がありました、この販路拡大事業というのは、どちらかという食品加工業を支援するような形で展開されておりますけれども、小樽市の場合、機械金属関連あるいはゴム、そういった工業にかかわる技術というのも相当集積されているわけでございます。こういった企業でこういったものが製造されているのか、生産されているのか、そういったことを内外に広くPRをする、そういう目的でその市場開拓支援事業というものを計上させていただいております。

内容につきましては、札幌市で開催されます、道内最大のビジネスイベントで、ビジネスEXPOがございますけれども、そういったものに小樽市として出展する、あるいはその際活用させていただく市内の製造業をPRするような冊子を一定程度作成をいたしまして、今後の販路拡大ですとか、新たな需要の拡大に結びつけていく、そういうふうに考えているところでございます。

千葉委員

観光を大きな柱としながらも、特色ある柱を打ち立てていただきたいと思うのと同時に、本当に市内の経済を支えているというのがまちなか、町内にある小さな商店ですとか、また本当に零細企業の皆さんだと思うのです。そ

ういう方からも、地産地消というやはり食品という考えがちょっと多いと思うのですが、やはり工業製品にも何かそういう特色のある方針を打ち出してもらいたい等々、意見がございました。ぜひそういう形で、今までどおり継続的な事業の推進をお願いしたいというふうに思います。

雇用状況について

次に、雇用状況についてお伺いいたします。

新聞などの記事によりますと、道内の主要企業の新卒採用は、2009年度も好調ですとか、また今年度の高卒者の就職内定者が微増という記事がございました。そのような中、小樽市では、我が党の実態調査からいたしますと、従業員の削減については実施するつもりはないとする事業者が65パーセントに上っているものの、その半面、新年度の採用については、採用予定はなしが7割を超える回答がございました。これらの指標は、経済動向を表す要因の一つになると思いますけれども、小樽市での新卒者の就職内定状況ですとか、また道内と比べてどうなのかということ、また傾向性はどうなっておりますでしょうか。

（経済）商業労政課長

平成20年4月に向けての新卒者の採用状況でございますが、私どもも毎年労働実態調査をやっておりまして、昨年9月末時点での調査ということで、現在、集計作業を行っております。その中で、特に新卒者の採用状況について、600事業所の方に調査を行いました。252社から回答がございまして、そのうちこの20年4月の採用予定として53社、21パーセントの企業が採用予定である。あるいは、61社については、状況によっては採用をするということで、24.2パーセント。採用予定はなしということで、138社、54.8パーセントの状況になってございます。なお、直近の、これはハローワークでの調査ですけれども、この1月時点で高校新卒者の内定状況でございますが、これにつきましては、64.7パーセントの内定率ということで、前年に比べ1ポイント上昇している状況であります。ただ、地元に残って就職したいという希望が非常に多いという中では、ハローワーク小樽管内での希望者に対して、現在まで61.9パーセントの内定率ということで、昨年同期に比べまして2.9ポイント減少しているという状況になってございます。

ただ、例年の傾向としましては、この1月末からさらに4月段階あるいは卒業後2か月間のフォローを含めた6月末現在という調査時点では、ほぼ100パーセントの内定率に向かっていくという状況にはなっております。

また、道内との関係でございますが、これも新聞報道ですけれども、確かに地域によって非常に内定率が高い地域と低い地域があるということで、そういう部分では、小樽管内は多少低いような状況にはなっておりますが、学校関係あるいはハローワーク関係者ともども、卒業に向けて、まだ最後の就職活動に向けて努力されているというようには聞いてございます。

千葉委員

制度融資の利用状況と周知について

本当に市内の新卒者の就職内定率ですとか、事業者の雇用に関する調査結果からすると、市内で就職が決まるのは、非常に厳しい状態がまだ若干続いているのかということが改めてわかりました。特に小樽市は、生産人口である若い世代の流出に非常に歯止めがかからないという現状ですので、何としても小樽市内に若い方が働ける雇用の場を確保するために、地元の企業の活性化は非常に重要課題だというふうに感じております。先ほどちょっと話がありましたけれども、その要因としては、やはり消費が低迷しているとか、原油価格の高騰ということで、各企業から同じような意見がございました。それが本当に収益を圧迫している、又は圧迫せざるを得ない、商品に転嫁しなければいけないという企業も本当に多数ありましたけれども、そういう中で最近の資金繰り状況ということで質問いたしましたところ、資金繰りについて好転をしているというふうに答えた企業がわずか167社のうち2パーセントでございました。小樽市では、マルチル資金をはじめ助成制度ですとか、制度融資等々がございましてけれども、その制度融資関係の利用状況というのはどのようになっていますでしょうか。

（経済）産業振興課長

小樽市の制度融資の状況というお尋ねでございますけれども、制度融資の中には、通常の運転資金として使われているものと設備投資に向けて使われているものとがございます。それを分けて説明させていただきたいと思っておりますけれども、今、御質問にありましたマルタル資金と申しますのは、これは運転資金と設備投資、両方に使えるものでございますが、これにつきましては、平成18年度で、約175件の申込みがございました。それから、短期で使われるもので、これはどちらかといいますと運転資金だけに使われているものでございますけれども、経営安定短期特別資金というものがございます、18年度に47件の利用実績がございます。これから申し上げる三つの資金につきましては、どちらかといいますと設備投資に向けた資金でございますけれども、設備近代化資金、これは18年度の利用が1件でございます。それから、店舗等改善資金につきましては、18年度で9件の申込みがございました。それから、商店街グレードアップ資金につきましては、18年度利用実績がないような状況になってございまして、傾向としましては、設備投資に向けられた資金需要というのが若干低迷をいたしておりまして、つなぎ資金的な要素で運転資金として使われているマルタル資金ですとか経営安定特別資金につきましては、比較的順調に利用されております。

千葉委員

今、答弁がありましたけれども、企業に資金の余裕、収益が上がれば、設備資金にお金をかけることはできるのです。運転資金が順調に伸びているということは、逆に言えば、資金繰りも大変という状況もあるかと思っておりますけれども、本当にその各企業からは資金繰りに大変苦心をしているという声をよく聞いております。制度融資を取り扱っている金融機関などに相談するのなかなかできないという意見もございます。そのような中で、経済部の方には、事業者などから直接相談ですとか、アドバイス等を求めるケースというのはいかがでしょうか。

（経済）産業振興課長

経営相談窓口という業務を産業振興課の方でやってございますけれども、平成16年度からこの経営相談窓口業務につきましては、商工会議所の方に委託をしておりますので、基本的に経営にかかわる相談というのは商工会議所の方に利用者の方々が出向かれて相談を受けているような状況になってございます。それ以外に、私どもが実際に受け付けないかという、そういうわけではございませんで、さまざまな制度融資を持っていますので、融資相談などは私どもの方で承っておりますけれども、やはり先ほどのお話にございましたとおり、今の経済状況を反映して、つなぎ資金的な要素で運転資金を使いたい、そういった相談が比較的多くなっているという感じは受けているところでございます。

千葉委員

今、答弁がありましたように、その制度に対しての相談ですとか、やはり商工会議所ですとか、取り扱っている金融機関とか、その業種別である組合とか、そういうところではあると思うのですが、やはり市民の皆さんにとって行政がもっとかかわってほしいという意見もあるのです。その北海道とか国の制度もさまざまあるということで、年度中にその制度の融資条件が緩和され拡大されたり、また新たな制度ができたりということで、そういう情報をどこから得たらいいのかという質問もあります。そういう役割というのはどのようにお考えでしょうか。

（経済）産業振興課長

今、御質問にございましたけれども、融資制度と申しますと、市だけではなくて、国も持っておりますし、北海道も持っております。それから、そのほかの金融機関もさまざまな融資制度というのは持っております。これは、私どもは施策説明会を開催いたしておりまして、そういった中小企業に対する支援制度を持っている機関が一堂に会しまして、その施策説明会を通じて中小企業者の皆様、年に1度、5月にやっておりましたけれども、ただ国の場合、施策が早く動きますので、既にこの2月に一度やりましたけれども、そういった形で周知徹底には努めているところでございます。

千葉委員

今、各企業が、こういう資金繰りが大変な中で、新制度を新たに市でつくるとするのは、やはり原資等の問題があって非常に難しいと思いますけれども、その融資条件の中にある、例えば貸付期間の延長ですとか、また融資条件等の緩和策というのは考えてはいないのでしょうか。

（経済）産業振興課長

この融資制度ですけれども、制度をつくった以降全く変更なく動いていくというわけではございませんで、利用実績ですとか、経済状況を見ながら、その時々で変更を加えていております。例えば先ほど言いましたマルタル資金につきましては、近いところで申し上げますと、平成16年度に融資の上限額とか融資期間を延ばしたというような実績もございまして、繰り返しになりますけれども、経済状況ですとか利用実態などを勘案しながら、見直していくという作業は行っているところでございます。

千葉委員

最後に、先ほどその助成制度、融資制度の件について、この融資制度御案内というものがあのですが、これは各金融機関とか商工会議所で、きっと配布されていると思うのですが、ここにいろいろと内容が書かれてございます。一番後ろに、直接融資を申込みする資金の場合ということで、相談はここですといったフローチャートで書かれているのですが、実際にこれを市民の方がよく目にすると思うのですが、経済部産業振興課のところにはそういう融資状況の報告とか、実施状況の報告をもらうというだけになっていまして、相談窓口になくなっていないような表現の仕方なのです。やはり市民の皆さんが相談に来る前に、どういう制度があるのだろうという、最初にリーフレットにはやはりそういうような点で市としても相談を受けているということで、この中にも表示していただきたいということを希望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

（経済）産業振興課長

今、御質問がございましたけれども、窓口が商工会議所になっているというのは、一つの業務を委託しているということと、私どもが担当いたしますと、市の業務といえますか、どうしても市の融資制度だけを説明しがちになりますので、商工会議所ですとさまざまな機関の融資制度を説明できる、いわゆるその窓口が一元化できるというようなメリットも考えまして委託しているわけでございます。そうは言いますが、私どもはさまざまな融資制度や状況、そういったものも把握しておりますし、決して融資相談に応じていないというわけではございませんので、今の御指摘の点につきましては、新年度以降改善させていただきたいというふうに思っております。

高橋委員

代表質問にかかわって、経済問題について何点か絞って質問させていただきます。

商工費の推移について

まず、商工費の推移ということで、平成11年度と20年度の予算の対比で金額を示していただきたいと思っております。

（経済）産業振興課長

商工費の対比でございますけれども、平成11年度は52億円でございます。20年度予算は20億500万円となっております。

高橋委員

代表質問でも指摘したように、約4割しかなくなったということです。大変厳しい状況だというふうに思います。

産業別就業者数とプラスチック製造業について

次に、産業別就業者数の推移ということで質問しました。統計資料はなかなか区切りが難しいということもあって、比較するのが大変だということでしたので、具体的な数値は出していただけなかったというふうに思いますけれども、何点か確認をしていきたいと思っております。

まず、産業別の15歳以上の就業者数、これは統計が出ていますので、平成7年と平成17年の比較で産業別の人口を、それぞれ対比してお願いします。

（経済）商業労政課長

本市における労働力人口でございますが、総数が、平成7年7万2,631人、17年6万2,284人、第1次産業、7年1,295人、17年871人、第2次産業、7年1万7,429人、17年1万1,730人、第3次産業、7年5万3,700人、17年4万6,949人ということになっております。

高橋委員

大きくは、2次産業と3次産業が大きく減ったということになるかと思えます。

それで次に、商業統計で年間の商品販売額、これが統計書による、平成9年と平成16年の卸売業と小売業、それぞれ比較して販売額をお示しいただきたいと思えます。

（経済）本間主幹

商業統計調査によりますと、まず卸売業の販売額ですが、平成9年が約2,230億円、16年が1,607億円となっております。小売業についてであります、9年が1,847億円、16年が1,592億円となっております。

高橋委員

答弁であったように、平均して約2割程度、落ちているということになるかと思えます。

もう一つ確認ですけれども、今度、工業の方ですけれども、製造品の出荷額100億円以上の主なものについて、平成13年と18年の比較をお願いします。

（経済）産業振興課長

製造品出荷額についてのお尋ねでございますが、100億円以上のものでは、まず食料品でございますが、平成17年に約711億円の製造品出荷額がございまして、18年は約677億円になってございます。それから次に、大きなもので申し上げますと、プラスチック製品がございまして、13年の約135億円に對しまして、18年は約135億円の出荷額でございまして、次に金額が大きい鉄工業でございまして、13年は約58億円に對しまして、18年は約118億円に増えているわけでございます。その次に、金属製品でございまして、13年の約195億円に對しまして、18年は約117億円になってございます。それから、飲料、たばこ、飼料という分類がございまして、これにつきましては、13年の約166億円に對しまして、18年は約114億円になってございます。

高橋委員

それで、この工業のそれぞれの特徴というか傾向性、これについてお伺いしたいと思います。

（経済）産業振興課長

今、100億円以上の産業の分類別に申し上げましたけれども、総額が落ちてございまして、どの産業も大体落ち込んでいるという状況になってございます。増えているものから申し上げますと、特に鉄工の伸びが大きいというふうに把握してございますけれども、これらをやはり国内に見ますと、自動車、造船、そういった産業が好調であるように、国外の経済に支えられている側面があるのかというふうに考えているところでございます。それから、プラスチック製品につきましては、平成13年と比較して、18年につきましては、金額にさほど増減がない業種でございまして、これにつきましては、比較的そのニーズに對するよう形で、環境問題に對したような新製品の開発を行いまして、特に首都圏を中心にしまして商圈を拡大しているというような状況がございまして、13年と18年が約同額というふうになってございます。それ以外の業種につきましては、やはりおおむね現在の国内の景気の動向、あるいはその消費の低迷、そういったものを受けまして、おおむね減少しているという状況になっているところでございます。

高橋委員

説明されたような内容だと思えます。金属がかなり落ち込んでいるというふうには思えます。今、説明があった

ように、このプラスチック製品は、大変努力されているというふうに思うのですが、4つの事業所が減ったにもかかわらず売上げは落ちていないということです。経済部の方で掌握されておりましたら、もう少し詳しく確認をしたいのですが、どのような努力があったのか、またもう少し具体的な内容についてありましたら、お示しいただきと思います。

（経済）産業振興課長

この分類でプラスチック製品と申しますのは、主な業種といたしまして、包装資材をつくっている会社がこの中にございます。私どもは、個別に調査をしたわけではございませんけれども、設備投資をされた企業を中心に調べさせていただいたところ、先ほど申しましたとおり、ニーズの把握を行っているということと、それから環境問題に十分対応をされていて、それに基づいた新商品を開発し、それを基に販路を拡大している、そういった状況が浮き彫りになっているところがございます。

高橋委員

一部を除いて、やはり小樽の経済状況は厳しいという結論になるかというふうに思います。

産学官連携について

それで、以前、新しい動きとして産学官の体制でしっかりと支援していくと、そういうような話があったかと思えますけれども、まずこの経緯について説明をお願いします。

（経済）産業振興課長

産学官の取組でございますけれども、私どもの地元小樽商科大学がございますので、この「学」の部分につきましては、主に小樽商科大学との連携になってまいりましてでございますけれども、最近の例で申し上げますと、平成15年から18年までの間、小樽商科大学あるいは民間との産学連携によりまして、地域経済活性化会議という組織を設置いたしておりました。この産学官連携組織の中から東アジア経済研究会というのが生まれておりますし、観光大学校というものが組織されております。それぞれ、東アジア経済研究会は、現在、東アジア・マーケットリサーチ事業を行っておりますし、観光大学校では、おたる案内人制度、いわゆる御当地検定ですけれども、こういった事業が含まれているという状況になってございます。

高橋委員

産学官の「官」の役割というのは、具体的にはどういう内容になりますか。

（経済）産業振興課長

私ども、その官の役割でございますけれども、やはりさまざまな国の機関の新たな政策、そういった情報というのが私どもの方に集積されておりますので、例えばその需要者がどんな情報がほしいのか、あるいはその供給者側からみてどんな情報が必要なのかと、そういった私どもが持っている情報を活用いたしまして、その需要者と供給者のつなぎ役としての役割を果たしているのではないかと考えていたところでございます。

高橋委員

この産学官の現状とこれからの考え方について、整理してお願いしたいと思います。

（経済）産業振興課長

産学官の連携でございますけれども、学は学の方でさまざまなその研究成果というのが蓄積されておりますし、さまざまな知見を持っているところでございます。それから、民の方ですと、やはりそこには販売戦略ですとか経営ノウハウ、そういったものが蓄積されております。それから、官の方ですと、先ほど申しましたとおり、私どもは国の情報ですとか、さまざまなものを持ち合わせておりますので、そういったものを連携することによって、やはり1足す1が2ではなくて、1足す1が3になる、4になるような形での連携というのはこれから必要になってくると思っておりますので、現在は東アジア・マーケットリサーチ事業をやっておりますけれども、これからさまざまな事業を通じて産学官連携ですとか、あるいは別に異業種連携というものもございまして、連携という

視点に立ちながら、仕事を進めていきたいというふうに考えております。

高橋委員

平成20年度の具体的な予定というのは、今のところはないのでしょうか。

（経済）産業振興課長

新年度の予算書の中には、特にその産学官連携で行う事業というのは記載をいたしておりませんし、予算計上もされておませんが、現在、東アジア・マーケットリサーチ事業が台湾あるいは香港を中心に、既に事業を進めておりますけれども、やはりその対岸の中国あるいはロシア、こういったところの経済成長というものも見逃すことはできないというふうに考えておりますので、こういったロシアや中国向けの事業につきましては、大学側の持っている知識ですとか、そういったものを活用しながら、産学官連携の枠組みの中で調査を中心に事業を進めていきたいというふうには考えております。

高橋委員

もう一点、先ほど千葉委員も質問しておりましたが、今後どうするのかということです。それで、答弁を伺いましたら、新商品の開発、それから販路の拡大というふうにあります、これを支援するというですけれども、今までどういうものを支援してきたのか、具体的な内容について教えていただきたいと思えます。

（経済）産業振興課長

販路の拡大、それから新商品の開発でございますけれども、販路の拡大につきましては、先ほど申し上げましたとおり、産学官の連携の中で、現在、東アジア・マーケットリサーチ事業を進めてございまして、3年間台湾で商談会あるいは物産展への出展というような形で販路の拡大を図ってまいりました。既に毎年現地で開催されている物産展への出展をされている商品というものも出てきておりますし、今年度と昨年度、商談会をやりまして、一定程度その台湾向けの商品の動きも出てきているというような話も聞いてございますので、そういった販路拡大事業というのは支援してやってきているところでございます。

それから、新商品の開発につきましては、私ども新製品・新技術開発事業を持っております。これにつきましては、市内の企業、その年度に新しい製品ですとか、新しい技術を開発した場合につきましては、道立工業試験場の試験などを受けまして、客観的に評価をいただき、それがすぐれた商品であるといった場合につきましては、私どもの公費から一定金額を助成するとともに、先ほど申し上げました札幌市で開催されておりますビジネス EXPO、それに出展費を補助する形で、販路拡大につながるような形で支援するという事業がございます。

高橋委員

なかなか具体的に見えないというのが答弁の内容かというふうに受け止めるわけですが、商工費については、ほとんどが、9割以上が融資の内容になっております。やはり経済部として、お金を貸すということは大事ですけれども、そうではなくて、それ以前にその企業の支援をどうするのかという具体的なソフト面をもうちょっと強化する、そういう対策が必要かというふうに私は思っているわけです。それで、今までの答弁を伺っていますと、なかなか具体的な内容が見えてこないというふうに思います。この点についてはどういうふうに考えられているのか、見解をぜひ伺いたいと思えます。

（経済）産業振興課長

今、御質問にございましたけれども、商工費の中心になっているのは、やはり制度融資の貸付金でございます。これは、先ほども申し上げましたけれども、マルチ資金ですとか、経営安定短期特別資金という、いわゆるつなぎ資金としての役割を果たしております、これはこれで重要な施策ではないかというふうに思っています。ほかの施策についてということでございますけれども、やはり今の財政状況などを考えますと、選択と集中という視点でどうしても政策を考えていかなければならないわけでございますけれども、現在、それから将来にわたって、当面その販路拡大を目的とした東アジア・マーケットリサーチ事業ですとか、この新年度から行いますものづくり市

場開拓支援事業、こういった地場企業を支援する施策等、やはり雇用の創出ということを念頭に置いた企業誘致活動というものを中心に、予算計上させていただいているところでございます。ただ、その中小企業対策なり地場企業対策と申しますと、市の施策だけではなくて、国、北海道もそれぞれこういった施策を持っておりますので、こういった地場企業対策というものを停滞させるわけにはいきませんので、市の業務を補完するような意味で、そういった国・北海道の施策なども十分活用しながら、事業なり施策を進めていきたいというふうに考えております。

高橋委員

小樽市のその特徴というのですか、ものづくりに対して市がどれだけ支援していくかとか、具体的なそのビジョンという内容がなければ、なかなか前に進んでいかないのかというふうに思っております。

先日、テレビ報道でやっていましたけれども、ある地域では、世界に通じるような技術を持ち、しかも従業員が 100パーセントその地元の人で、そういう形で技術も継承し、また市も応援しているという、そういう報道がありました。ですから、本市にとっても、やはりそういう対策、考え方が必要ではないかと私は思います。大変厳しい状況であれば、そういう特化して、ある程度具体的な内容を議論して、また政策を考えていくべきではないかというふうに思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

（経済）産業振興課長

一つには、やはり小樽市の場合につきましては、先ほども言いましたさまざまな加工型、組立型産業の技術というのが、歴史的な経過から見ましても蓄積されているということと、また小樽市も含めまして、この管内にはすぐれた 1 次産品等もあるわけですから、とりあえずそういった小樽市の強みとなる地域資源を活用しながら、国内外に向けた販路拡大をしていくということが必要ではないかというふうに考えてございます。これは、やはり国内が人口減少に向かう中で、市場規模というのがどうしても縮小しがちになってまいりますので、販路拡大は国内だけではなくて、国内外に向けたシェアを広げながら、販路拡大事業に結びつけていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

高橋委員

どうもかみ合わないのですけれども、その具体的なもっと絞った、これは小樽市の特徴なのだと、例えばものづくりのこの点に関しては具体的に支援していかなければならないのではないかという、具体的なその協議の場というのではないのですか。

経済部長

今、産業振興課長の方からいろいろな事業について答弁したわけですが、確かに今、私どもの方でも、やはり今後の小樽市の産業の振興に向けた、いわゆる一番の大きなポイントは一体何なのかということ、部内でもいろいろ協議をしているところでございます。ただ、この経済の振興という問題を考えたときには、行政というもの果たすべき役割というのは、やはりそのお金の面から見れば実は非常に規模が小さい。むしろ産業の方々が、いかにどのような形でその努力をしていくのか、そういったことに対するその行政が支援するということとしての役割が主なものではないかということは、これはやはりこれまでも、これからも変わらないことだという、そういったことを前提にしながら、この地場産業なり、そういったものをどうするかということにつきましては、これまでも異業種交流の場とか、あるいはまた東アジア経済研究会、あるいはその観光に関連するさまざまな団体などの方々と一応話しておりますけれども、残念ながら本当にこれだと、これをやっていけば、とにかく小樽の産業経済が発展していくのだというその結論にまでは至っていないのが現実です。ですから、我々といたしましては、なかなかこういったことの発見は難しいですが、これまでの施策といったものを、これから重点的に何をしていくのかと、こんなことも含めながら、その制度の自立なり、あるいは現在行っている施策の見直しを常にしながら産業の振興を図っていかざるを得ないのかということで、現在は考えてございます。

高橋委員

私は、先ほど話があったように、やはりせっかく産学官のいい体制ができたわけですから、そういう中でいろいろな知恵を凝縮しながら、こういうふうにながら具体的な戦略を練っていかなければ、いつまでたってもこの状況は脱し得ないだろうというふうに思います。大変なのはわかりますし、難しいのはわかりますけれども、せっかくその体制を整えた産学官の利用の仕方、若しくは行政としての後押し、支援の仕方、そういうものがまだまだ希薄ではないのかというふうに私は思っているわけです。ですから、今、経済部長がおっしゃいましたけれども、もう少し具体的に行政が、前に出なくてもいいと思いますけれども、けん引役若しくは支え役となって支援していただければ、結局は産学官はつくったけれども、それなりの成果で終わってしまったということになりかねないので、ぜひともそこはもう一度その産学官の最初のその結成の意義に立ち返って、小樽市のこれからの経済状況をどうするのかという議論をぜひともやっていただきたい、私はそういうふうに要望いたしますがいかがですか。

経済部長

おっしゃるとおりだというふうに私も思います。そういった意味では、先ほど私もちょっと答弁で漏れていましたけれども、特に小樽商科大学とのいわゆる連携協議会の中でも、その融資制度の見直しの問題だとか、あるいは今後の小樽の産業振興のどこに重点を置いていこうとか、あるいはその観光振興のあり方を見直していくとか、こういったことをいろいろ議題にしておりますし、またその中で小樽商科大学の教授なり研究者、あるいはまた市から担当の課長とか、さまざまな方たちが入っている議論をしていくということです。私も、できれば今ここで、こういうふうにするのだといったことを本当は言えればいいのですが、非常に厳しい、先行きが非常に不透明な状況で、私どもとしても、やはり何とかこの事業者の皆さん方が力を発揮していけるような、そういう環境づくりといえますか、こういったことを今後とも積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

林下委員

株式会社木の城たいせつの事業停止について

最初に、株式会社木の城たいせつの自己破産の手続が行われるということで、先週末に報道されましたが、小樽市でも小樽築港駅前に支店というのか、支社というのかちょっと不明なのですが、あるわけでありまして、当然着工中の建物や未完成の建物とか、そういった市民への影響あるいは社員の雇用とかという心配もあると思われまますが、現状をどう把握されているのか、お知らせください。

（経済）商業労政課長

木の城たいせつの自己破産に伴う雇用関係の部分でございますが、私どもがハローワーク小樽から聞いている情報では、グループ従業員を含めて約600人のうち、木の城たいせつ本体の方で、小樽市在住者が3人いると、それからグループ企業の中では7人の小樽市在住者がいると、合計10人の小樽市民の方が影響を受けるというように聞いております。

また、今後の雇用対策についての対応でございますが、ハローワークにおきましては、大量雇用変動等対策本部を北海道労働局でつくるということで、本社所在地が栗山町ですので、ハローワーク千歳が所管になるということで、そこを通しての雇用対策ということで、離職者への相談あるいは再就職支援などの施策が行われていくというふうに聞いております。また、北海道の方でも同じように、その大量離職者が出るということで、雇用危機対応プログラムという施策が発動になると聞いておりまして、今まで行われていた大量離職者が出たときのこのプログラムの内容としましては、総合の相談会なり、道内企業に求人要請を行っていくとか、あるいは合同の説明会を開く

というような施策を今後このプログラムの中で実施していきたいというように聞いてございます。

それから、建築関係の影響でございますが、担当の方に確認いたしましたら、建築確認申請としては、現在、申請を受けて審査中のものはなく、今年度 4 月以降については、3 件の建築確認申請が出て、その認可したものについては、工事はすべて完了しているというように聞いてございます。

林下委員

新聞の報道などによりますと、この建築確認申請の手続が非常に遅れが出てきていて、建設業全般に非常に不況感が広がっているというふうに言われています。今後の中小の建設事業者も含めて、小樽経済への影響というものはどういふふうに考えられるでしょうか。

経済部次長

木の城たいせつの小樽市内での影響ということでございますが、先ほども説明しましたとおり、小樽市の在住者関連では、今のところグループ会社の関係も含めて 10 人程度の関係者が出そうだということでございまして、その雇用問題については、特別大きな影響があるというふうな受け止め方もしておりませんが、問題はやはりその建設関係で、これは木の城たいせつだけにとどまらず、ほかの市内の企業でも倒産が今年に入りまして何件か出ているという状況でございますので、そういう意味では木の城たいせつを含めて、建設関連の企業の動向、これを注意深く見て、経済に対してどのような大きな影響が出てくるか、こういったことも見極めながら関係団体とも対応を考えてまいりたいと思っております。

林下委員

ちょっと私の質問が、建設部にかかわる部分というふうな受け止められているのかと思うのですが、要するに経済を停滞させないという部分で、今、いわゆるその建築確認申請が手続に物すごく時間がかかって、そのために新たな着工ができないとかという話がずいぶん新聞に載っているわけです。それで、そういう高層マンションとか、そういった部分についてはある程度その設計がきちんとされているかというチェックは大事だと思うのですが、戸建ての住宅までなぜそんなに着工が遅れるほどの影響が出ているのかというところが、今後、経済活動に影響を与えるのではないかと、そういう懸念をする立場で質問したわけでありまして。

経済部長

林下委員のおっしゃることは、私も実は一つは懸念をしております。確かに最近のそのいろいろな企業からもいろいろ話を聞いていきますと、やはりそういったことで着工が遅れるものですから、なかなかその原材料なども含めて、その受注機会に恵まれてこない、そういったことで、今までのような、例えば 1 年間の経営計画といったものが非常に立てづらいというふうには一応話は聞いています。そういった中で、もともと小樽市内の建設業者も体質的に、体力のあるところばかりではないわけですから、やはりその体力のない企業が今回こういうことで受注の遅れとかによって影響が出てくるのではないかと、こういった懸念は私もしておりますので、先ほど経済部次長も言いましたように、やはり我々としても、特にあわせて公共事業も非常に減少している状況を考えていきますと、その建設関連の業種についての経営状況については、我々としても非常に注意をして見守っていると、こういった状況でございます。

林下委員

新年度予算と国の地方重視政策について

それでは質問を変えて、今回、政府も福田政権が変わってから、地方重視というか、地域重視という政策にシフトされてきているというふうな言われておりますけれども、平成 20 年度の小樽市の予算に関してみれば、どういった面でその地方重視が反映されたのかというところが私もなかなかこの予算書を見てもわからないのですけれども、数値的に見れば、どこにどういったその地方重視の政策が反映されたのか、そういう受止めをされているのか、お答えをお願いしたいと思います。

財政部長

地方の再生戦略とか、あるいは交付税の方で地方再生対策費とか、いろいろ設けられ、確かに平成20年度の国の予算上で地方重視の姿勢というのは、今までになくあったかという気がしております。ただ、その具体のことで財源手当が特化して盛られたということでもございませんので、特段意識してこの20年度の小樽市の予算で、その部分を予算づけに当たって考慮したとかということではありません。

林下委員

先ほど質問もありましたけれども、商工費が10年間でもう4分の1も減っているということでありまして、やはり今後のいろいろな経済活動にも、いろいろな政策面にも影響が出てくるのではないかとというふうに懸念されるわけでありまして、今回、市税収入の減収分に対して赤字地方債というのが認められたというふうに言われていますけれども、これらは例えば据置期間がどうなって、あるいはその返済はどういうことになるのか、そういった条件的な面ではどういうふうになっているのでしょうか。

（財政）財政課長

今、御質問があったのは、減収補てん債の借入れの関係だと思うのですが、平成19年度において、税の方で法人税割とか、かなりの減収があったということもございまして、それに関して、その減収補てん債の発行を地方公共団体に認められまして、それで減収補てん債の原資につきましては、現在、私どもが聞いているのは、銀行などの資金区分で言えば、縁故資金という区分になるわけなのですが、その際の条件設定につきましては、地方公共団体とその借入先である銀行であれば、銀行との折衝の中で、その据置期間とか借入期間を設定するわけなのですが、大体おおむね過去の例を見ますと、借入期間は10年から15年、その中で据置期間は大体3年程度設けているというのが現状です。その中で、国でとっていただいた今年の施策としては、法人税割の中でも、その地方債の借換えについては、原則建設事業にしか充てられないというこれまでの制度がございまして、けれども、その中で建設事業以外に、要は充てられますということで、今回、地方財政法の改正とかがあったところでございまして、借入条件につきましては、原則その借入先と銀行との折衝ということになるうかと思われまして。

林下委員

地域経済交流促進事業について

市税収入も落ち込んでいるということで、小樽経済の活性化事業に配慮しながら予算を編成したという市長の説明もありましたけれども、今回、目新しい事業として、札幌市手稲区との地域経済交流促進事業というのが設けられておりますけれども、これには地場産品のPRとか、展示即売会などが企画されているようでありますけれども、例えば具体的にどういった協賛店とか、どういった産品あるいはどういった企業がこれに当てはまるのか、お示し願いたいと思います。

（経済）商業労政課長

現在、手稲区での物産展開催に向けて、企業あるいは市役所等を含めまして、事前の交渉をやっている最中なのですが、小樽で生産される地場産品あるいは農産品を含めまして、物産展の形で販売したい。それに小樽観光のPRも加えてということで、我々の想定としては、集客力がある施設での開催を希望しているところでありますが、現在、その個別の企業とは折衝中ということで、確定はしておりませんが、9月の中旬ごろを予定して開催したいというように考えているところであります。

林下委員

雇用環境の現状について

そこで、いろいろとこういった取組に対して、最近の景気が悪化をしていることによって、いろいろな市の施策にも影響が出てきているというふうに思いますし、どうも政府や日銀の景気判断と実態がだんだんかけ離れてきているというふうに思うわけでありまして。最近の世論調査を見ますと、実に78パーセントの人が景気は悪化をしてい

ると深刻に受け止めているという答えが出ていますし、原油高や原材料の高騰を背景として、消費が低迷している、あるいは給与所得が減っている、売上げ、利益が減少しているというような答えが非常に増えてきている、失業者も減っていないというふうに答えている人が増えてきています。よくなっているというふうに答えた人は、全体の中で20パーセントしかいないということで、前回の調査と比較しても、悪くなっていると答えている人が29パーセント増えたというふうに言われています。特に、そのパートや、あるいは非正規社員と言われている人たちが、前回の調査では30パーセントと言われていましたけれども、今回の調査では、33パーセントに増加しているというふうに言われています。つまり全国的に今なお格差が拡大していると、数値的に裏づけられているのではないかとこのように思いますし、そういった意味で小樽市の経済と雇用の現状について、先ほど答弁がありましたけれども、特に、例えば最低賃金制度とか、あるいは残業代が正しく支払われているとか、あるいは最近裁判でよく話題になりました名ばかりの管理職の問題とか、これは労働基準監督署の関係になるとは思いますけれども、こういった面もやはりチェックしていく必要があるのではないかと。これは労働問題ではなくて、いわゆる正しく税金を納めてもらうという視点で、市もしっかり検証していく必要があるのではないかとこのように思うのですけれども、そのお考えはいかがでしょう。

（経済）商業労政課長

小樽市内の事業所等の雇用環境に関係した御質問かと思いますが、先ほども答弁しましたが、私どもは年に1回労働実態調査をやっております。この中で、各事業所が採用している労働条件等についての調査項目も入っておりまして、こういう内容を回答いただいた企業、あるいはそれ以外の事業所などに結果を報告させていただく中で、他社の状況、あるいは自社の位置づけ、そういうところを認識してもらい、そういう労働条件についてのランクアップといいますが、そういう部分を図っていきたいと思いますし、あるいはきちんと労働基準法なり、法で定められているものについては、きちんと遵法精神にのっとって守ってほしいというように考えています。

また、それらの、特に国が行っている制度につきましては、我々としましても自主的にPRに努めるという部分では、そういう新たな制度変更等がある場合には、市の広報紙の国からのお知らせというコーナーの方に載せるような、そういう手当もしているところでございます。

林下委員

農業政策について

次に、農業政策についてお尋ねをいたします。

代表質問でも、農業委員会会長から答弁がありましたけれども、小樽市として農業委員会制度を今後どう位置づけていくのかという点についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

（経済）農政課長

農業委員会について、小樽市の農政という絡みで代表質問で尋ねられまして、基本的には市長からも答弁したとおり、農業委員会のことについては、基本的には農業の情勢、状況、これらも含めて、今後どのようになるかということも含めながら検討していきたいということです。

林下委員

中国のギョウザ事件以来、食に対する安全・安心ということで、国民の関心が非常に高まっております。特に、行政の責任で何とかしてほしいという声はかなり増えておりまして、特に今後も行政に対して望むものとしては、国産の食材を増やしてほしいという声が45パーセント、食料自給率を高めてほしいという声が実に83パーセント、輸入している農産物の生産量を増やしてほしいというのもかなりの数に上っております。こうした国民の声といたしますが、市民の声に、小樽市として農業政策面でどのようなお考えで臨んでいくのか、考え方を聞かせください。

（経済）農政課長

今、中国のギョウザで問題になりましたが、食の安心・安全、食糧自給率、安心できる農産物に市民の関心が高

まっているというのは、事実でございます。国においては、平成19年に食料・農業・農村基本法という新たな基本となる法律が定められまして、その中から基本計画ということで、カロリーベースですけれども、平成27年の目標で45パーセントということで、国でいろいろな施策をやっています。

しかしながら、昨今、自給率が40パーセントから39パーセントに減少したということで、これは主な要因は当然農産物の天候不順による農業生産量が減ったことが原因と言われております。これで、中国のそういうことと絡んで、大変関心が高まっていると思います。これに伴って、小樽市の農政ということでございますけれども、代表質問でも市長から答弁させていただきましたように、小樽市の農政の現況は、農地面積、それから農家人口、農家戸数と、年々減少する大変厳しい現状にあります。農家が、魅力ある農業として成り立たせるというのが一番基本と考えています。つまり農家の安定化、それには当然小樽は狭い土地であって、ちょっと面的に拡大は難しいのですけれども、そのために農地の利用集積を図りながら、優良農地の確保に努め、経営の安定化に努めていかなければならないというふうに考えておりますし、19年度の農地基本台帳調査を、農業委員会でやっておりますけれども、それによりますと、大変高齢化が進んでおります。具体的に言いますと、経営主が70.9歳、それから従業員が66.2歳という、大変高齢化が進んでいます。これは、農業者の担い手確保ということになりまして、今後は新規就農者の促進が必要になってくるのではないかと考えています。

また、農地としての広大な土地はないのですけれども、小樽はイチゴとか、ミニトマトとか、大変市場で人気の高い農産物もつくっておりますし、狭い農地を有効利用するというので、ハウス栽培、施設栽培の促進も当然やらなければなりませんし、それから小樽市は、市内も当然ですけれども、札幌市などそういう消費地に大変近いという、そういう地の利を生かした農業経営を目指すということが必要ではないかというふうに考えております。

林下委員

農業政策については、移住政策に休耕地を利用できないかなど、前にも質問をしておりますので、ぜひ頑張って何とか少しでもいろいろな政策を実現されるようお願いしたいと思います。

公設青果地方卸売市場について

続きまして、小樽市の公設青果地方卸売市場の関係につきまして、先日、市長が市民に安心な青果物を安定的に供給する必要性から、樽一小樽中央青果株式会社の経営再建を支援してきたということで、これについては私も理解をするところでありますけれども、一方ではやはり取扱手数料の自由化というような情勢もあって、その公設青果地方卸売市場の将来展望については、私どもは厳しい見方をしているのかというふうに受け止めました。私もそういうことで、市場に何回か足を運んで、関係者と話をする機会を得ましたけれども、やはり札幌市中央卸売市場がリニューアルをして、最新の設備になって、取扱量もかなり増えているということで、近隣の市場に与える影響もかなり厳しさを増している。そして、手数料の自由化、小樽市で言えば、建物、設備の老朽化もあり、特に冷蔵設備などがなければ、商品の鮮度を保持するあるいは無駄な廃棄をなくするというのを徹底しなければ、なかなかこういった流れに太刀打ちできなくなる、こういった話もありました。そこで、公設青果地方卸売市場の設備投資と将来展望についてどのようにお考えか、お答えをお願いします。

（経済）公設青果地方卸売市場長

今、委員が御指摘のとおり、施設が老朽化しております。もとの公設市場から移転新築したのが、昭和47年12月しゅん工ということですから、約35年経過しています。市場本体は鉄筋コンクリートですので、建物自体はまだ何年かはもつだろうという考え方はありますけれども、それに附帯している設備関係が、例えば屋根とか、重量シャッターとか、電気設備、変圧器や配線というものが御指摘のとおり、もう老朽化していますので、年次計画で、例えば重量シャッターとか、低温庫のドアとかというものはある程度更新してまいりました。これが、平成14年以降は更新もできないような状況になってきているということで、今、施設維持補修に、年間で300万円くらいどうしてもかかるということで、対症療法ですけれども、故障した箇所を営繕しながらやっているというのが実情でござい

ます。その間、取引形態とか、商売自体の市場外流通も増えていますし、量販店との対応というのが増えておりますので、もともとのその競り場が、例えば商品の選別の場所になるというようなことで、利用形態自体が変わってきておりますので、そういうことを含めてリニューアルまでは行かないのでしょうかけれども、市場自体の使い方についてはいろいろ検討していかなければならないということは市場内では考えております。

林下委員

関西小樽会について

それでは次に、関西小樽会についてお尋ねいたします。

こちらには毎年、100万円程度の交付金が措置されていますけれども、ほかの交付金などは非常に厳しい査定をされている中で、この関西小樽会はどういった組織で、どういった役割に期待をしてこうした結果になっているのか、お知らせをお願いしたいと思います。

（経済）三船主幹

関西小樽会についてのお尋ねですけれども、交付金の継続の理由ということなのですが、まずこの関西小樽会について簡単に説明をいたします。昭和63年に発足したということで、もうすぐ20年を迎えます。ふるさと会の組織といたしまして、小樽出身の方ですとか、ゆかりのある方々140人ほどの会員がいるということを知っております。この会の役員には、関西の著名な企業の役員の方ですとか幹部クラスの方、また自営をされて成功された方といったような方が役員をやっています。そして、特に企業誘致の関係について申し上げますと、関西にある企業関係の情報をまずいただける、また人脈を紹介していただいているということ。実際に過去におきましては、それが小樽市への進出に結びついたという例もございます。また、広く会員の方々には小樽の観光PR、キャンペーンのようなものですとか、小樽市への移住促進、そういったイベントなどに手伝いをいただいていたり、物産展などでも小樽物産の宣伝の手伝いということもしていただいています。また、その他で申し上げますと、年に2回大きな会合をこの関西小樽会ではやっておりますけれども、潮まつりですとか、小樽雪あかりの路ですとか、そういったイベントへの高額な寄附をちょうだいしているという事実もございます。また、その場におきましては、小樽産品の購入をいただいておりますし、さらには赤い靴の3人の家族の像もできましたけれども、また妙見川沿いの柳の並木といったような民間の方々による小樽のまちづくりの事業に対してまして、会員個々の方々数十万円単位で寄附をいただいているという実態もございます。何と申しましても、関西方面で、小樽市の足がかりにできるものというのは、関西小樽会がメインになってございまして、また小樽市の情報発信をする上におきましても非常に重要な役割を果たしていただいている。そして大切な小樽の応援団だという見方をしてございまして、市として支援もするし、向こうからも応援していただくという関係で今日まで至っているというふうに聞いております。

林下委員

港湾整備事業について

続きまして、港湾整備事業の関係なのですが、使用料とか手数料というのも結構減収が見込まれる中で、引き続き港湾整備事業や公債費のダウンということで、少しは減少していることにはなっておりますけれども、これまでの投資や小樽経済への波及効果ということを考えますと、あるいは収支均衡というにはほど遠い状況だというふうに思います。それで、今、そういった財政状態の中で、今後、港湾整備事業をどういうふうにつけていくのか、また工業団地の売却などの見通しはどうなっていくのか、その点についてお答えをお願いします。

（港湾）事業計画課長

まず、今後の港湾整備についてでありますけれども、小樽港につきましては、小樽市が港湾管理者ということで港湾の施設整備を行っているわけですが、現在、小樽市の財政状況が厳しいということで、港湾整備には管理者負担という形で、管理者としての小樽市の費用がかかっていくということでありまして、港湾管理者である以上、また逆の面で見ますと、必要な施設整備についてはみずからの判断において、やるやらないというこ

とを一定の判断をした上で、事業の緊急性・重要性を判断しながら、また財政の負担に合わせながら整備をしていくという形で、これまでも進めてきておりますし、今、財政事情がこういう厳しい中では、一層その辺を、緊急性・重要性を吟味した中で各事業を進めていきたいと思っております。

それから、工業用地の売却ということでございますけれども、今、臨港地区の中での工業用地ということで、売却の件については、勝納ふ頭の一部分がまだ用地としてありますけれども、これにつきましては、この前面の勝納ふ頭を使う企業の進出ということを見据えて、これまでもやってきましたけれども、現在、具体的なめどは立っておりませんが、当然その前面の岸壁を利用する形での用地売却に向けて、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

林下委員

私がかねてから、漁港を北海道が管理をして、国の重要な指定港を地方自治体単独で管理をするということにどうも違和感があるのですけれども、これまで港湾整備事業というのは、すべてとは言わないまでも、国の方針が深くかかわってきたというふうに思うわけでありまして。そうした場合に、本来やはり国や道がもっとこの重要港湾に関して言えば、責任を持つべきではないかというふうに思います。ただいま起債の関係についての話がございましたけれども、例えば事業費の 1 割負担といえども、小樽市にとっては事業規模から言えば、膨大な起債になる。つまり借金が将来にそうした形で引き継がれていくのは、もはや限界ではないかというふうに感じるわけですが、ちょっと視点が違っているのかもしれないけれども、いろいろ国の押しつけで、地方はこれ以上借金するのはもう勘弁してくれという時期ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

（港湾）事業計画課長

港湾の整備につきましては、先ほども一部触れましたが、昭和 25 年に現在の港湾法が制定されまして、翌 26 年に施行され、28 年から、今の港湾管理者の形ができてきております。本州におきましては、大体は県であるとか、政令指定都市が管理者になっているケースが多いのですが、北海道におきましては、苫小牧港と石狩湾新港以外については、それぞれ地元の自治体が単独で港湾管理者になったということでございます。その中でも、こういう形の港湾管理者になった昭和 28 年、それ以前は国の管理であったり、北海道の管理という時代もあったのですが、その段階で、法律の中で港湾整備については管理者の負担が生じるということを前提に港湾管理者になったという歴史的な経過がございます。その中で、財政の地元負担というのは年々厳しくなっているのは事実ではございますけれども、先ほども申し上げましたが、あくまで港湾管理者として、本当に必要な事業を選択してやっていくということで、管理・運営を主体的にやっていくということで、ある意味では逆に地元の自治体が考えを港湾の管理に反映できるというメリットがあるというふうには考えてございます。

林下委員

港湾合同庁舎の建替えに伴う道路・環境整備について

最後の質問になりますけれども、今回、新規事業として小樽港湾合同庁舎の建替えに伴いまして、関連する臨港道路の整備あるいは周辺の環境整備も含めて予定をされているというふうに言われていますけれども、これに対する小樽市の事業費負担は幾らになるのか。これも私が先ほど申し上げましたように、地方の意向を聞いて、そういうものに財政措置をしてから、そういう建物も道路も一緒に事業費として措置するのが国の責任ではないかというふうに思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

（港湾）事業計画課長

現在の国の合同庁舎の建設が、平成 19 年度から開始されまして、21 年度末には完了するというところで、それに合わせましてといいますか、周辺の臨港道路につきましては、港湾管理者である小樽市が管理する道路であります。この道路につきましても、建設後、もう 50 年程度が経過しておりまして、既存の道路の老朽化が著しい状態で、この改良については必要な段階に来ているということ、これはあくまで管理者みずからの判断として、たまたま国

の港湾合同庁舎の建替えて周辺の環境も変わるということで、あくまで道路管理者である市みずからの事業として整備を進めていくということで考えております。

それから、費用につきましては、この道路整備につきましても補助事業ということで予定してございまして、事業費のうち10分の6が国費、残りの10分の4が地元負担ということになりまして、20年度予算では、2,000万円を計上しておりますので、そのうち800万円が地元負担ということになってございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

それでは、最初に小樽雪あかりの路に携わった皆様、本当にお疲れさまでした。朝から晩まで非常に寒い中、大変な作業だったと思います。雪あかりの路を運営していく上で、特に一步ずつでも、物品の販売に挑戦してみたり、少しずつイベントをよくしていこうという姿勢が見えるのは非常によいと思います。また、観光の実態の入り込み数よりも、実際に入ってきた人というのは非常に多かったと思えるので、そういった部分でも効果が非常に高かった。そして、テレビ局の取材も全国放送の「めざましテレビ」に流れたり、道内各局の取材が相次ぐなど、宣伝効果としても非常に高いものがあったと思います。観光振興室の皆さんの努力に非常に感謝したいと思います。

それでは、質問に移りたいと思います。

まず、平成20年度の予算書から3点ほど、この予算についてはどういった目的なのかということをお伺いしたいと思います。

商店街グレードアップ資金について

最初に、商店街グレードアップ資金についてお伺いしたいと思います。この商店街グレードアップという意味がちょっとよくつかめないのが、実際どういったようなことをしているのかということをご説明をお願いします。

（経済）産業振興課長

商店街グレードアップ資金についてのお尋ねでございますけれども、これは中小企業設備近代化合理化資金貸付金という予算費目の中に入っているものでございまして、商店街がその事業を行う上で、活性化をするために必要な資金を融資する制度でございまして、商店街の融資対象につきましては、商店街の組合を対象にして、何か工作物や建築物を建てる、そういったグレードアップにかかわるお金が必要になったときに、この資金を使って事業費に充てていただくということで、融資に充てている資金でございます。内容につきましては、一定程度金融機関の方に預託という形で原資を預けまして、金融機関のお金と市が供出したお金を合わせて使う、制度融資の仕組みで運用をしているものでございます。

成田（祐）委員

今、建築物とおっしゃったので、これはもうハード整備に限ったものと限定してもよろしいのでしょうか。

（経済）産業振興課長

これにつきましては、設備投資にかかわる資金でございますので、基本的には私ども要綱を持ってございますけれども、商店街の美化施設、アーケード、それから噴水広場、駐車場、街路灯、ロードヒーティング、そういった公益的な施設整備に使うための融資制度の資金でございます。

成田（祐）委員

アンテナショップ展開事業について

次に、2点目をお伺いしたいと思います。

アンテナショップ展開事業費について、自分自身も板橋区のアンテナショップ、ハッピーロード大山の方に行って、実際に見てきたのですけれども、今年度の予算が65万円ということで、実際にこのお金をどこに使うのだろう

というふうに感じたので、この辺について説明をお願いいたします。

（経済）商業労政課長

アンテナショップ展開事業費の65万円でございますが、これは要素として、二つの要素を含んでおります。一つは、そのハッピーロード大山商店街にある「とれたて村」というアンテナショップへの参加負担金ということで、月額4万2,000円の12か月分、50万4,000円が一つの要素です。

もう一つは、このアンテナショップに参加するに当たりまして、相互交流を図りたいという板橋区サイドの要望もありまして、そういう意味では、我々が小樽市から物産を単に置いてもらうだけではなくて、ある特定の日に物産展を開催するというようなイベント経費的なものも予算を組んでいるということで、その部分が14万6,000円、合計で65万円という計上になります。なお、その相互交流の部分では、小樽市から行くだけでなく、板橋区の方々も来ていただくという部分では、今年度、特に雪あかりの路に向けて、板橋区その商店街の方の年末のセールの中で、特賞賞品として雪あかりの路への往復の飛行機代といいますが、旅行チケットを、ツアーの賞品として設定していただいたというような形で相互交流を今後についても図っていければというように考えてございます。

成田（祐）委員

確かに1等賞品が小樽口ウソクキャンドルツアーという、何か違う名前ではあったのですがけれども、でも横に雪あかりの路のポスターがあったので、そういった部分で小樽のアピールはそういうふうに行われているのかというふうには感じました。「とれたて村」のこの4万2,000円という代金というのは、これは小樽市の品目が多い少ないとか、そういったものにかかわらず、一律4万2,000円なのでしょうか。

（経済）商業労政課長

4万2,000円につきましては、現在、13都市がこの「とれたて村」に参加しておりますが、そのショップに係る経費、それから販売促進費などの経費を13都市で割り返してといいますか、そういうことで、1市町村当たり4万2,000円というような負担をお願いされているということです。

成田（祐）委員

そう考えると、「とれたて村」の中では、非常に小樽市の品目はたくさん置いてあって、スペースも大分とってあったので、割合は大分よいのではないかというふうに感じました。これについては、以上で終わります。

観光動態調査の事業費について

観光動態調査の事業費についてお伺いします。

この観光動態調査について、実際どのような調査方法で行われて、それについてどのようにお金が使われるのかということについて説明をお願いします。

（経済）観光振興室小鷹主幹

観光動態調査でありますけれども、この調査は、平成7年からおおむね三、四年ごとに、実施しておりまして、前回は、平成15年から16年にかけて行われた調査であります。今回は、大体その三、四年目に当たるということで調査をしたいと。前回のよう事業所調査まで行うような比較的大規模な調査ではなくて、観光動態調査のみに絞って行いたいということでございます。内容的には、市外からの観光客に限定してアンケート調査を行いますけれども、出発地ですとか、それから性別ですとか、そういった観光客のいわゆる属性に当たるものは当然のことといたしまして、このほかに旅行形態ですとか、訪問地、交通手段、それから消費活動、いわゆる消費額がどのぐらい使われるのかとか、それから評価、いわゆる満足度、こういったものを前回は調査しておりますので、今回も、少なくともそういった同じ比較をするわけですから、同じ調査項目は網羅したいというふうに思っております。方法としては、紙のアンケート表をつくりまして、それをボランティアの方に持ってもらい、市内6地点で、春、夏、秋、冬の年4回、土日を含む3日間を調査日として、大体目標のサンプル数5,000件に届けばということで行いたいと思っております。そのボランティアの方に対する謝礼として、2人ずつ3日間で6地点で四つの季節ということにな

ると、それを掛け合わせますと、延べで144人ということになります。1人当たり3,000円ということで計算いたしますと、43万2,000円ほどになりますので、これにプラスアンケート調査の用紙代ですとか、それから報告書を作成する紙代、こういったものを合わせて60万円ということになります。予算は67万2,000円でありますので、あとの7万2,000円ですけれども、このたび、この観光動態調査のほかにもいろいろ新しい調査として、観光客の滞在時間を調査したいというふうに考えてございます。最近、市内の観光事業者から、小樽の観光入込客数は減っているような気はするけれども、そのほかに観光客の滞在時間も減っているのではなかろうか、そういった話をされるわけです。けれども、これについては一度も実際に調査してその裏づけをとったことがないということもありますし、観光事業者の方々からはぜひそういった裏づけをとってもらいたいという要望もあるものですから、このたびこの観光動態調査を機会に、これを簡易な方法で調査したいと思っております。手法としては、6月、7月、8月の北海道・小樽観光のメインの時期に、市内の大型駐車場として北一硝子のところと、観光振興公社と二つございませけれども、その2か所で運転手やバスガイドに聞き取り調査をしたい。2人ずつ配置して、6日間で2地点を調査するというで延べ24人、これに3,000円を掛け合わせ7万2,000円、トータル67万2,000円ということで調査をしたいということでございます。

成田（祐）委員

答弁の中でサンプル数5,000件ということだったのですが、この5,000件というのは、一つの季節に対して5,000件なのでしょうか、それとも年間のサンプル数が5,000件でしょうか。

（経済）観光振興室小鷹主幹

これは、年間を通じて5,000件ということです。平成12年、それから15年、16年も年間で5,000件を上回るサンプル数を確保しております。

成田（祐）委員

企業誘致について

それでは、次に企業誘致についてお伺いしたいと思います。

苫小牧港ができて以降、やはり苫小牧の方に企業誘致がとられてしまい、こちらの方に関してはだんだん厳しい状況にあると思います。苫小牧港の方を9月ごろに視察してきたのですが、やはりもう最初のポテンシャルというか、そういったものを、いろいろなものを含めて、勝つ見込みというのは非常に大変低い状況だと思っております。そういった中で、企業誘致も含めて、港を使うということも含めて、小樽市は独自の方向性を出していかなければ、これを苫小牧と同じことをしてももう勝てないと思うので、そういった点を含めて、小樽市の企業誘致というのは今こういったものに絞って誘致しているのか、そういった方向性があればお聞かせ願います。

（経済）三船主幹

小樽市の企業誘致で、どのようにターゲットを絞っているかという御質問でございますけれども、まず基本的に来るものは拒まずというスタンスではありますけれども、過去から本市で積み上げられてきた強みと言えるもの、それを生かせる業種に重きを置く。そして、さらなる集積を図ってまいりたいというふうに考えております。

まず、1点目は小樽といえば、おいしい食べ物、グルメなまちと言われておりますので、食料品の製造であるというふうに考えております。

そして2点目は、小樽港、それから石狩湾新港という二つの港を有するという利点、それと札幌市をはじめとする道央圏の大消費地に位置しているというメリットから、冷蔵倉庫などの物流施設、これの立地はメリットがあると考えております。

3点目といたしましては、古くから市内で培われてきました鋳物ですとか、そういった金属関係の技術、それから機械関係ですとか、ゴム関係ですとか、そういった技術がございますので、今お話がありました苫小牧方面に、自動車産業が次々に進出という話がありますけれども、本市におきましても、特に石狩湾新港地域ということで、

自動車産業を含めまして機械金属に関連した業種、これについてもターゲットとして挙げてございます。

なお、苫小牧港、それと石狩湾新港ということで、太平洋沿岸、日本海沿岸ということで分かれておりますから、現在、企業ではリスクの分散ということがかなり話題になっているようですので、決して苫小牧港に対して勝ち目がないということではなくて、石狩湾新港なり小樽港の、日本海沿岸のメリットもアピールしながら誘致活動を続けていきたいというふうに考えております。

成田（祐）委員

今の答弁の中で、食料品製造という部分があったのですが、その部分に関して、自分も石狩湾新港の方を回ってみると、大きな食料品会社の工場があったりというふうに、そういったものが目立っているのと、やはり今伸びてきている小樽市内の会社も食品会社が出てきている。そういった中で、なぜ小樽市に食品会社が、特に石狩湾新港なども含めて、そういったところに進出してくるのかという、何かそういった小樽市に進出する利点みたいなものが企業にあるのであれば、それもお聞かせ願います。

（経済）三船主幹

どうして小樽市に食品の関係が多いかというお尋ねですけれども、水産関係につきましては、古くから市内で技術というものが培われてきていたと思います。また、そこにもってきてここ20年ほどは、観光都市として小樽の人氣が急上昇してきた。それで、道産の原料や材料などを使った安全で安心でおいしいという、そういうおいしいものが小樽にはたくさんあるというイメージが定着をしてきたということで、この小樽という名前が一つのブランドになりつつあるというふうに思っております。

それで、今、石狩湾新港に非常に多く見られると、御質問の中にございましたけれども、今、小樽市内ですと、1,000坪、2,000坪ぐらいまでがせいぜい工場の敷地として提案できる面積となっております。大規模な工場となりますと、やはり石狩湾新港地域、銭函4丁目、5丁目ということになるかと思いますけれども、特にこの石狩湾新港地域の中では、この銭函5丁目の部分といたしますのが、食料品を中心とした生活関連地区という土地利用計画上の位置づけとなっております。その小樽、おいしいものといったようなイメージと、その土地の利用計画がマッチをしているということも言えるかと思います。

また、小樽のおいしいというイメージを求めて、本社の登記などを喜んで小樽に移していただいているという事例もございまして、また私の方からもそのようなお願いも地道にしているところでございます。そういった強みを生かして、特に食料品関係は、今後も頑張ろうと思っております。

成田（祐）委員

今おっしゃったように、確かにその工場所在地で小樽市と書いてあれば、それが横の石狩市と書いてあるのとはまたちょっとイメージが変わってきます。そういった部分で、その食品加工に関する会社のこれからの進出の可能性というのはまだ高いものではないかというふうに私も思います。その中で、食品加工等が多いのであれば、それに合わせて食品廃材などを利用したバイオ燃料などを生産するような企業を誘致できないのかという点が気になってきます。昨今、トウモロコシやサトウキビなどを使ったバイオ燃料というものもありますが、実際そこに食料品を加工する工場があるのであれば、そういった部分で生産過程で出てしまった廃材などを利用してそういったものを生産できないのか。

またさらに、昨年未ごろに報道されていたのですけれども、魚をバイオディーゼルにするというような技術が発表されておりました。漁船でとった小さな魚を、そのままその漁船の燃料にするといったような、もう今でいうところのそれこそ生き物は全部何でも燃料になってしまうものかという時代だと思っておりますけれども、そういった時代が来ている中で、食料品というものを扱っている小樽で、そういった可能性がないのかというふうなことに關して見解をお聞かせ願います。

（ 経済 ） 三船主幹

食品の加工から生ずる廃材を利用したバイオ燃料の生産企業を誘致できないだろうかというお尋ねですが、原油が高騰しております中、当然そういったバイオ燃料に注目は集まっています。また同時に、今、委員からもお話がありましたけれども、小麦や大豆、そういった穀類というのも、今度そういったバイオ燃料の原料に転用されることでまた高騰しているといったような問題点も指摘されているところだろうと思います。

今、お話にありました食品加工の廃材は、産業廃棄物になろうかと思われましますが、バイオ燃料ではございませんけれども、これを利用した新エネルギー関係の施設の話というのもかなりございました。それで、企業で調査をやりました。その結果、採算ベースに乗せるためには、1日50トンが必要という話でありました。ところが、小樽市のその銭函地域に集積している食品関係の企業から出る廃棄物が1日30トンだったということで、ちょっとそれは採算ベースには乗れなかったのですが、現に今もバイオ燃料ではございませんけれども、バイオ関係の企業から本市に対しまして、立地をしたいというような相談というのは現実に私も受けております。ただ、ここで大事なところは、食品関係が集積している。食品関係というのは、衛生面にとっても重きを置いていまして、重要なポイントとして非常にチェックを厳しくしておりますので、その食品関係のすぐそばで産業廃棄物を原料にする施設等が隣に来るといのは、今度、食品関係の企業にとっては、まだ十分な理解が得られていないといいたいまいか、風評被害というようなことも言われているようで、強い反発があるのが現実です。ただ、バイオ燃料に限らず、この資源の再利用というのは、地球の環境というのはもう資源に限りがありますから、当然取り組んでいかなければならない問題でしょうし、また技術というのも日進月歩だと思っておりますので、私は常にそういったバイオ関係ですとか新エネルギー関係については、自分のアンテナを張りめぐらせて情報の収集をしているというところでございます。今、お話がありました魚からディーゼル燃料でそのまま漁船を動かすという話につきましては、初耳でしたので、それについてはまた調べてみようと思っております。

成田（ 祐 ） 委員

確かに当然すべてにおいて、メリットだけではなくて、デメリットもあわせて生じると思うので、ただ時代の流れとして、その廃材をどうするかというのも当然食品加工業者にも求められている、リサイクル等も考えなくてはいけない一つであるとともに、そういったバイオ技術に関してもこれから向上していくということもあるので、そういった話が小樽市にあったということで、何かしら小樽市にもそういうことができる可能性があると思っておりますので、ぜひこれからも研究をしていただいて、既存のところのないような形態、小樽市にしかできない企業をぜひ誘致していただきたい、頑張ってくださいと思います。

小樽雪あかりの路について

次に、小樽雪あかりの路について、2点だけお伺いいたします。

まず1点目なのですが、交通安全対策です。来場者が非常に増加するとともに、やはり歩道が雪に埋まってしまって、路肩に出してしまう方や、特に今回目立ったのは、手宮線のA会場からB会場への間、この少し下のところに手押し式信号機があるのですけれども、それを使わずに道路を渡ってしまう方がいて、非常に危険な場面もありました。そういった点に関して、対策等をどのようにお考えでしょうか。

（ 経済 ） 観光振興室佐藤主幹

まずもって、成田祐樹委員におかれましては、第10回小樽雪あかりの路の準備段階から10日間に及びますイベントの期間中、すべてにわたってボランティアの副部長として対応に当たられまして、本当にありがとうございます。

ただいまの御質問でありますけれども、今おっしゃっています手宮線のA会場とB会場の間、市道浅草線、いわゆる日銀通りなのですけれども、日本銀行旧小樽支店のところに手押し式の信号機がありますけれども、ほとんどの方が使わないでそのまま道路を横断してしまう。それで、小樽警察署の交通課とも話しているのですけれども、

終わった段階で向こうからも強い指摘を受けました。それで、後日、文書は出すということなのですが、できればその手宮線の A 会場、いわゆる寿司屋通側と手宮線の B 会場、中央通側、あそこにまずさくを設けなさい、そしてあわせて警備員をつけなさい、警備員に下の手押しの信号機の方に誘導しなさいと言われております。このことについては、実行委員会で話をする中で、来年は実現していきたい。ついでに、こういうイベント、私もそうなのですが、なれや何もないことが最終的に悪いことを生じさせるという要因もありますので、いま一度その安全対策については気を引き締めて、実行委員会の中で考えてもらいたいと思います。

成田（祐）委員

たった一つの事故でせっかく皆さんが積み上げたものが崩れてしまうのが非常に悔しいので、ぜひ取組の方を、よろしくをお願いします。

もう一点なのですが、皆さん、特に市役所から来て事務局にいる方は非常にいろいろなことを知っているわけなのですが、その雪あかりの路に関する、企業とのやりとり、ボランティアとのやりとり、そしてマスコミとのやりとりなど、いろいろな知識を持っているのですが、残念ながらそれが皆さんの頭の中に入ったままで、人がいれば、聞けばわかるのですが、結局一人一人の負担が多くなってしまっていると思うのです。要は、暗黙知、ノウハウがすべて皆さんの頭の中に入ったままで、それが皆さんの横の人に知らされていない、共有化されていないのです。せっかくこうやって雪あかりの路を開催してきて、だんだんよいものにしてきたわけで、これ以上観光客が増えたり、参加する企業やボランティアが増えたら、多分皆さんだけでは本当に人手が足りなくなってしまうと思うのです。そういった点で、同じような力を持った人をもっと増やすために、そういったノウハウの明文化、いわゆる文章化をして、皆さんと共有してできるもの、例えば物品の保管場所であったり、会場で使用するキャンドルを各会場にどのように渡すとかということ、ある程度だれでもできることがあると思うので、そういったものを明文化してほしいと思います。あの状態でだれか一人でも、もし何か事故でもあって欠けてしまった場合、非常に運営が大変だと思うのです。そういった取組もぜひやっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

（経済）観光振興室佐藤主幹

雪あかりの路のノウハウということで答弁いたします。例えば今おっしゃっていただいたキャンドルとか、ワックスボックス、それからガスバーナー、そういう物品等の管理についてなのですが、基本的に分庁舎を使わせてもらっていますが、市民部生活安全課が分庁舎の庁舎管理者になっているわけです。それで、土日になりますと、今度、上階の文学館の方が管理者になっておりまして、それで基本的に不特定多数の人が出入りします。市民ボランティアの方もそうですけれども、例えば一般の旅行者もあそこに入ってきます。トイレを使用したりしますので、基本的にはその地下におりた場合に、かぎがかかっているのです。ですから、そういう関係もございまして、私ども実行委員会の事務局なり、それから成田委員も含めて検討委員会とか、四つあります各部会の委員の方々、こういう方々の間でははっきりどなたが尋ねられても答えられるような仕掛けは来年からはとってまいりたいと思います。

それから、取材も多いのですが、それについても事務局で対応する場面とか、それから雪あかりの路の場合は検討委員長なり、山口副実行委員長が対応する場面が多いのですが、結局いない場面であっても、ある程度どの辺までで対応できるかについても、今後、実行委員会の中で詰めていきたいと考えております。

成田（祐）委員

ぜひそういった部分の文章化、もし何かあったときの保険というわけではないのですが、文章にして目に見ることによって、改めてほかの人が気づいて指摘したり、よくなったりする部分というのもあると思うので、ぜひさらなるよいものを目指すために取り組んでいただきたいと思います。

ブランド戦略について

最後に、小樽市のブランド戦略についてお伺いしたいと思います。

以前にも、林下委員が小樽のブランドのシールをつくってほしいというようなお話をしたと思うのですが、逆に今それ以外について、小樽市がブランド戦略について、ブランド化をどのように進めているのかというのをいま一度お聞かせ願いたいと思います。

（経済）産業振興課長

ブランド戦略についてのお尋ねでございますが、まず、そもそもそのブランドについての考え方だと思うのですが、商標法が変わっておりまして、新しい商標法の中では、地域商標というのが認められております。例えば本州で言えば草加せんべい、道内でいうと鶴川のシシャモとかというような、地域名と商品名がついたものを地域商標というのですけれども、これは比較的狭い意味でのブランドというふうに使われてございまして、この商品、製品というのが小樽には今ありませんけれども、広い意味でのブランドということになりますと、例えばその品質がすぐれているとか、独自の技術でつくられている、あるいはその地域の特産品が原材料になっているとか、そういった差別化された商品を広い意味でブランドというふうに考えているところでございます。現在、私どもが進めておりますブランド戦略ですけれども、やはりそのブランドというのは、周りから評価をされて初めてブランドになれるというふうに考えてございまして、まずやはり多くの方々に知っていただくということが必要なのではないかとこのように考えてございまして、例えば、商工会議所が中小企業庁の支援を受けまして、ジャパンブランド支援育成事業というもののなかで、小樽ガラスの世界ブランド化事業というのをやりまして、国内外の物産展に持ち込みましてPRをしてきましたけれども、そういったような形で、国内外の物産展ですとか商談会を通じて小樽の商品を広くPRする、知っていただく、そういった中で評価をいただく必要があるというふうに考えてございます。

それから、もう一つの考え方とすれば、ブランドをつくるという考え方もあるのではないかとこのように思っています。これは現在、経済産業省が地域資源活用プログラムという制度を持って、地域にゆかりのある資源を地域資源と位置づけまして、それを使った商品、製品をつくることを支援している事業がございまして、小樽市の場合ですとガラス、それから酒とかワインとかの酒造技術、それから魚のホッケでございまして、そういったものが地域資源として位置づけられておりますので、そういったものを使いまして、地域資源を使って新しい商品をつくっていくというのもブランド化の一步ではないかとこのように考えてございます。そういうことで、現在、私どもがブランド化を進める手法といたしましては、一つには知っていただくということ、それから二つ目にはつくること、そういったことを支援する中でブランド化を進め、市内の産業振興につながるのではないかとこのように考えているところでございます。

成田（祐）委員

今おっしゃった、その一つ目の知っていただく、二つ目のブランドをつくるという部分で、私も同じような見解を持っているのですが、知っていただくという部分では、小樽は知名度としてはまずほとんどの人が知っているという、その品質のよしあしという部分はちょっと置いておいて、知名度だけは間違いなくあると思うのです。ただ、それをではブランドとしてつくるとなったときに、その小樽というものがやはりその商品のどこかになれば、それはわからないわけなのです。例えばルイ・ヴィトンの財布があったときに、ではあのルイ・ヴィトンのマークなしで財布が売れるかという、なかなか売れないと思うのです。ちなみに皆さん、ルイ・ヴィトンの財布の原価は御存じですか。持っている方とか、先日奥様にプレゼントしたばかりの方には非常に申し上げづらいのですけれども、1,000円と言われております。残りの金額がもうほとんどブランド料です。そのぐらい、あのマークに関しては、そのマークだけで力があるということなのです。言いかえると、小樽の商品もそれなりにすごい、質はいい商品が多いと思うのですけれども、そういった部分で、小樽というブランドマークがなければ、結局無メーカーの財布と何も変わらないものになってしまうのです。そういったブランドづくりというつくるといふ部分、知名度をいかにして売るかという部分について、小樽の場合は、今後はどうしていくのでしょうか。これについて答弁をお願いします。

（経済）商業労政課長

小樽のブランドマークといいますが、そういう部分を含めての御質問だと思いますが、以前小樽市においても、観光土産品についての特にすぐれたものを３年に１度、新製品という形の中で応募をされた中から選び出して、それに対して、優良観光土産品であるということを示しにして貼付して販売して結構ですというような形で、平成 11 年が最後の審査会ということで、そこまではやっていたわけですが、その後、出展品目が非常に少なくなってきたということと、それから品質あるいは評価の部分で非常に苦労する部分があるということで、中断している状態になっております。

委員が御指摘のとおり、現在、小樽というブランドにつきましても、全国の物産展に出向きましても非常に好評を得ておまして、今年の物産展におきましても、目標である 10 億円の売上げを達成できる見込みであるということも聞いておりますし、そういう面では、小樽の知名度が伸びている中で、これを今後一層進めていくことが必要かと思っております。そういう中で、小樽というブランドをつくるのがいいのか、あるいは店名だけでも売れていく店というか品物もあるというふうに聞いていますので、その辺を含めてどういう形でアピールしていくのがいいのか、関係機関、物産協会、観光協会を含めて、今後の取組について検討させていただきたいというように考えています。

成田（祐）委員

そのブランドをつくるという取組で、もちろん個人の店舗の名前で非常に頑張っている店もあると思うのですが、やはり私としては、小樽市のどの会社もできれば、中小企業でなかなか自分で広告宣伝費をかけられないような会社をやはり助けるという意味で、一店舗を応援するというか、そこを伸ばすという部分もあるとは思いますが、そうではなく全体を、小樽にかかわる会社全体を伸ばせるような何かブランドというものを研究してつくっていただければと思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 09 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

菊地委員

ものづくり市場開拓支援事業について

私は、ものづくり市場開拓支援事業についてお尋ねしたいのですが、先ほど千葉委員への答弁で伺いましたので、内容についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの答弁では、国内外に向けた販路拡大、それが支援事業の大筋の中身のようなのですが、そのものづくり業者の方々から、ものづくり技術の継承ということでの若年労働者の育成とか、雇用の継続について、そういった悩み、そういった対策についての相談とか、支援の内容についての要望とかというのは上がっていないのですか。

（経済）産業振興課長

ものづくり市場開拓支援事業の一つの目的といたしましては、先ほど高橋委員の御質問にも答弁いたしましたけ

れども、製造業の製造品出荷額、それから事業所数、そういったものが減少している中で、小樽市内の製造業の振興を何とか図っていけないかという一つの目的があって、このものづくり市場開拓支援事業を通じて小樽市内でつくられている製品のPRを内外にしていって、そういう目的が一つあるわけでございます。今、お話がございました、いわゆる事業の継承の問題について、市内の事業者から、今、要望がないのかというようなお尋ねでございますけれども、現在、私どもの方に事業継承についてのお尋ねというものとか、要望というものはいただいておりませんが、国内的に見て、事業を継承をしていくという問題が非常に今取りざたされておまして、国なども事業継承に向けた支援策というものに、最近ですけれども力を入れるようになってきております。ですから、私どもも、事業者からそういったような要望があれば、国の制度を採用していくとか、私どもの事業の中で何かを考えていくというような施策が必要かと思っておりますけれども、現在のところ、その事業継承に対する要望というのはいたっていない、そういう現状になっております。

菊地委員

そうですね、全国的に若者の労働力ということで、使い捨てになっていると大きな問題になっている一方で、例えば先ほど来いろいろな技術の継承の問題とか、商店街の後継者の問題とか、そういうのも取りざたされてはいるのですけれども、せっかく小樽にあるそのものづくりの技術が、今後、継承が危うくなるというようなことで、またこの小樽の経済基盤が損なわれていくことのないような具体的な支援策についての要請がもしあれば、もしいたしますか、実は私は1件だけだったのですけれども、そのものづくりの技術屋さんを尋ねたときに、若い人がなかなか育たないという悩みも言っていたのです。それで、その労働条件の改善が必要なのか、それとももっとほかに理由があるのかということはいくらも研究しなければわからないことなのかもしれませんけれども、行政としてもその辺は、ぜひ事業者とタイアップしながら、その問題について目配りしていただきたいというのが一つです。これは要請ですので、答弁は要りません。

OBCの特定調停について

気になっていたことでお尋ねしたいと思うのですけれども、OBCがポスフルに対する特定調停、その現状と対策というか、今後の見通しについて、もしわかりましたらお尋ねします。

（経済）本間主幹

OBCの特定調停に関してなのですが、現在も特定調停を続行しております。そうした中で、最初のときにプレス発表した中では、政策投資銀行からイオン北海道がポスフル時代に受けた債権額を何とか圧縮した形で、今、あそこの施設の評価価値を基にした額に圧縮した上で、別除権協定を結んで支払をしていく中で、債権圧縮をしていくと、そうした上で新たな誘致企業を引き入れることによって、あそこの今空床となっている施設の利用率を高めて、施設全体の再生を図っていきたいということがスタートになっておまして、まだその特定調停も現在続いておまして、3月半ばになりましたけれども、今月中にもう一度開催されるということは伺っております。

菊地委員

もう一点だけ、ウイングベイ小樽の中にある長谷川家具が撤退するという話を聞いたのですが、その後の店舗確保については何か見通しはあるのか、お聞きしていますか。

（経済）本間主幹

あそこの施設に入っている長谷川家具が、御承知のとおり、もう既に退店するということは承知しておりますけれども、その後についても、OBC側からははっきりとした店名は聞いていないのですけれども、同じような業種、業態が出店するというので、もうほぼ固まっているということは聞いております。

新谷委員

空き店舗対策について

それでは、空き店舗対策について伺いたいと思います。

平成11年から直近まで、小樽市の商店の空き店舗数と、それから市場の空き店舗状況、店舗数とパーセンテージで示してください。

（経済）本間主幹

まず、小樽市の商店街振興組合連合会に加入している商店を中心とした調査ですけれども、14商店街を対象にして行っております。平成11年は、空き店舗数が35店で、率は5パーセントです。12年が、33店の5パーセント、13年が32店の4.8パーセント、14年が41店の6.2パーセント、15年が55店の8.3パーセント、16年が58店の9.8パーセント、17年が52店の9パーセント、18年が56店の9.7パーセント、直近の19年ですが、52店の9.1パーセントとなっております。

次に、市内の九つの市場を対象にした調査ですけれども、平成11年が40店の12.7パーセント、12年は、この時点から調査の方法が変わって、小間数という形ですが、77.5小間で、率として20.8パーセントとなっております。13年が98.5小間で26.7パーセント、14年が64.5小間の19.2パーセント、15年が79.5小間の23.8パーセント、16年が50小間の16.3パーセント、17年が52小間の16.9パーセント、18年が56小間の18.4パーセント、直近の19年ですが、61.5小間の20.4パーセントとなっております。

新谷委員

その中で、商店街の方ですけれども、もう少し具体的にそれぞれの商店街でどうなのかという数字をお示してください。

（経済）本間主幹

そうした中で、まず主要商店街の中で空き店舗の多いところといたしましては、都通り柳川商店街がございます。これは、駅前の中央通から港に向かって左側のわりと古いたたずまいが残っている商店街ですけれども、ここですと、平成11年が2軒の3.6パーセントだったのが、現在は5軒の11.1パーセントと増えております。また一方、その中央通を挟んで都通り商店街ですけれども、ここは平成11年は2軒で2.6パーセントだったのが、平成16年、これは商店街に火事等がありまして、空き店舗が増えた時期に9軒で12.9パーセントまで増えましたが、直近の平成19年では2軒の2.9パーセントと、空き店舗率は改善されております。

新谷委員

先に商店街の方についてお聞きしますけれども、中心商店街の中には、都通り柳川商店街というのは入っているのですか。

（経済）本間主幹

いわゆる中心市街地活性化法の中の中心市街地エリアということ言えば、先ほど申しました14の商店街がすべて入っております。

新谷委員

この空き店舗の状況を聞いて、都通り柳川商店街の方がちょっと多いようですけれども、こういう空き店舗があると、商店の集積全体に悪影響を及ぼして、活性化を阻害する。実態を調べて、早急に対策を立てることが必要として、平成15年に中小企業庁が「消費者にとって魅力あるまちづくり実践行動マニュアル」というものをつくって、この中で述べていることですが、この空き店舗状況をそれぞれのチェック項目で軽度、中度、重度と分けておりますけれども、この行動マニュアルのチェック項目の内容、それから小樽市の場合は、この軽、中、重のどの部分に当てはまるのか、今度は商店街とその市場についてお聞きします。

（経済）本間主幹

今、御質問があったのは、平成15年に中小企業庁が、消費者にとって魅力あるまちづくりをするために商店街がどのようにしたらいいのかということで、まずは現実を直視して、その中から課題を抽出して実践行動に高めてい

くということを示されたものです。その中で、空き店舗についてであります。今、委員がおっしゃった軽度、中度、重度という区分になっておりますが、例えば軽度という項目では、商店街に空き店舗や空き地がある程度、1割から2割程度、そして新しい店舗の出店が見られないという場合には軽度というチェックとなっております。次に中度ですけれども、これは空き店舗や空き地が三、四割程度まで高まっていて、商店街を歩いている人も少ないという場合には中度の状況。さらに、この空き地や空き店舗が5割以上になって、営業している店舗があったとしても活気がない、繁盛店もほとんど見られないという場合は重度ということで、まち全体の魅力が著しく低下しているというような表現になっております。

それで、小樽市の場合のどうかというお話ですけれども、先ほど説明いたしました商店街の空き店舗率につきましては、全体で9.1パーセントということで、このチェック項目の中のいわゆる軽度という状況になるのかと思っております。その場合は、このマニュアルによりますと、空き店舗によるまち全体の魅力が低下しつつありますが、症状が悪化する前に新陳代謝を促進するような対策を練りましょうというような表記になってございます。

また、市場につきましては、全体ですと20.4パーセントですから、ぎりぎり軽度という状況になるかと思っておりますが、ただその中でも、例えば中央市場とか手宮市場といったところが、もう既に空き小間率が4割を超えているような状況にありますので、このチェック項目からいけば中度ということで、早急な空き店舗対策といいますが、空き小間を埋める対策が必要なのかというふうには認識しております。

新谷委員

ちょっと前後しますが、小樽市の商店の店舗数、最高時とそれから現在の数の違いをお示してください。

（経済）本間主幹

平成18年版商業統計によりますと、平成3年からの記載となっております。小売の商業店舗数は、平成3年が2,414店で、平成16年が1,775店となっております。

新谷委員

この平成19年3月発行の「統計で見るわが街おたる」を見てみますと、もっと以前、昭和40年ころにはかなりの数がありました。なぜ聞いたかというのは後で話したいと思います。

それで、先ほど空き店舗の状況をお聞きしました。中心商店街は、今のところ軽度だということですが、ここには市が財政的な支援というものをやはりしてきた、そういうのがあるのかというふうに思うのですけれども、問題は市場ですね。それで、市場の方は、空き店舗対策として、どのような支援、それから財政措置もあわせてやってきたのでしょうか。

（経済）本間主幹

商店街、市場を含めた空き店舗対策というのは、家賃補助ということでこれまでも取り組んできております。ただ、この家賃補助というのは、出店する各個店に対して直接市が支援するわけではなくて、あくまでもそこを運営している共同体の商店街振興組合なり、協同組合である市場に対してやるものですから、市場の場合、市場組合がその建物を所有しているケースが多くあります。ですから、そうでないところ、例えば妙見市場は市の管理ですから、家賃というものが発生します。あと、入船市場とかそういった市場に対して、空き店舗対策ということでの支援はしてまいりました。中でも特徴的な話としましては、妙見市場は、たしか平成13年に移転集約をしました。それまでは、最盛期であそこは100店舗が集積したのですけれども、だんだんと少なくなって市場機能や魅力がかなり失われていくということで、市場組合とも何回も相談しまして、移転集約ということで事業を行ったわけです。残念ながら、賛成していた組合員が若干反対に回ったということで、今もA棟は2軒ほど残っておりますが、結果的に集約をしたことで市場の棟の魅力が高まったということはありません。また、その後もアドバイザーを入れながら、市場の中にパン屋を開くなど、そういった事業を行ったり、また市場の中にスポーツ店を誘致したりとか、そういったことをお金の支援とは別に取り組んでおります。

また、中央市場も、ここも以前、ガンガン屋台ということで国土交通省のモデル事業を使って、何とか、市場の魅力を知ってもらいたいということで行ったり、また市場のマップの発行など、いろいろなやり方で市場の魅力をまず知ってもらうということと、そしてまた空き小間が埋まるということも、今の状況の中でなかなか難しいのですけれども、ただがらんとしたあきのみまだと、やはり寂れた感じがしますので、その中に、例えばフリーマーケットを短期的に入れてみたりとか、休憩所として簡単なものを取りそろえたりとか、そんな中で、市場の活性化といいですか、何とか残っていただきたいということの取組を行っているところであります。

新谷委員

市の商店街活性化の支援事業というのはいろいろあると思うのですが、この中で、市場に対して、例えば経営アドバイザーといった、そういう人たちが助言をするとか、そういう事業はどうだったのでしょうか。受けているのでしょうか。

（経済）本間主幹

アドバイザー派遣事業につきましては、平成 8 年度に制度を創設して、これまでもかなりの商店街、市場また個店について派遣してまいりました。最近では、先ほど話した妙見市場の件ですとか、あと南樽市場、これは古くは南樽市場から新南樽市場をつくる際に、そういった計画についてアドバイザーを入れたりしてやってまいりました。

新谷委員

それで、今、中央市場と手宮市場が非常にあいているということです。これは、地域にとってもやはり大きな問題だと思うのです。それで、ここに対して具体的な手だて、これは今、どういう支援策を持っていますか。

（経済）本間主幹

中央市場の国道沿いから四つの建物がありまして、一番国道側は別な組織の中央卸売市場ということで、その海側に三つあります。ただ、この中で、非常に空き小間が増えているのは事実でありまして、あそこは上部が住宅になっているものですから、非常に複雑な状況にあります。本来、営業している小間と住宅がセットになっているのですけれども、決してそうでない状況になっておりまして、空き小間が増えていてもなかなか埋まりきらない状況の一つのようでありまして。そうした中で、市場が行う販売促進事業とか、そういったものに対しては、先ほど商店街活性化支援事業の中では支援はしております。また、大きな問題として、やはりこの空き小間を埋めることにつきまして、集約ということも市場組合の中では考えているところもありますが、なかなかその権利関係を整理しないと先に進めないというところがあります。これにつきましては、組合の支援・指導する機関として、中小企業団体中央会という組織がありまして、ここから毎週 1 回経済部の方にその職員の方が派遣されて、市内の協同組合を支援をしているという立場のところなんです。そういった機関とも連携といたしますか相談をしながら、どういった方向で市場の集約、また活性化の取組がなされるのかということを相談してまいりたいと思います。

また、手宮市場につきましては、これは平成 6 年度に国の高度化支援事業を受けまして、現在の店舗に建て替えたわけですが、現在 16 の小間数に対しまして、組合員が大体半分ぐらいとなっております、非常に厳しい状況となっております。国の高度化事業の返済もまだ残っております中で、これにつきましても、その指導機関であります中小企業団体中央会のほか、北海道の商工金融課が窓口となってお金が出ているところもありまして、そういった道とか、国の機関とかが今後いろいろ協議しながら、返済について何とか条件変更をしながらも市場組合がきちんと生き残りながら返済していけるような位置づけをいろいろ話し合っていきたいとは思っております。

新谷委員

そうしたら、小樽市としてのその具体的な支援策というのは、今のところ財政措置はないのですか。

（経済）本間主幹

財政措置といたしますか、現実問題として、例えば中央市場の移転集約ということになりましても、今、制度的に支援できるものがないので、一つには融資制度を活用する中で、そういった資金調達の手助けをということ

になろうかと思えます。

また、手宮市場につきましては、これはもう高度化資金の借換え融資というのがまさに難しいと思えますので、これはもう市も先ほど申しました機関と、また市場組合と一緒にになりながら、何とか先延ばしなどの条件変更ということも視野に入れながら、話し合いを今後も進めていきたいと思っております。

新谷委員

そういう点で、ぜひその相談に乗っていただきたいと思えます。

それで、先ほど商店数を聞いたわけですが、この統計書を見ると、かなりの数が減っております。国の統計においても、1994年の大規模小売店舗法の規制緩和、その後の大店法の廃止、それとともに同調する形で商店数が減っているわけです。こうした中で、やはり政府の経済政策によって小樽市内の商店数もかなり減ってきたということで、市内経済への影響も大きく、いつも市長が言う、市税収入の落ち込みにつながっているということで、この商店の活性化というのは本当に重要な課題だと思うのです。

それで、先ほど中心商店街の支援についていろいろと聞きましたけれども、今度はそれ以外の地域についてですが、私は、国道5号を通過して市役所に来るわけですが、例えば入船とか、もう少し中の方とか、花園とか、以前よりは空き店舗がかなり目立ってきました。それで、そういう問題をやはり地域ごとに把握をして、地域の発展というか、そういうものとかみ合わせて考えていく必要があるのではないかと思うのです。市税収入で言えば、もちろん皆さんは御存じでしょうけれども、大型店のその売上げの還元については、地方税とパートなどの賃金が店舗所在地に還元されるのは5パーセント程度と言われております。それに比べて、地域の商店や市場でのその売上げはほとんど地元に還元され、さらにそのお金が回っていくということで、例えば100万円の売上げが仮に市内で使われる場合4,800万円、市外に半分持っていかれるとしても2,400万円の効果があるという学説を唱える学者もいます。やはり地元で買ってもらうというのが一番大きな課題ですし、またそれをどうやって活性化させていくかということがこの重要な点だと思うのです。それで、なおその地域の商店街、あるいはその市場に対して、例えば全国各地で成功している例を、たくさん御存じだと思うのですけれども、そういう情報発信、それから商店同士の交流の場あるいは経営アドバイザーの話を聞くとか、いろいろなことでその地域、商店街がみずから活性化の気持ちになっていくという、そういう施策が必要だと思うのですけれども、この点ではいかがでしょうか。

（経済）本間主幹

全体の話で言えば、上部団体である商店街振興組合連合会に対しまして補助金の支出をしながら、例えば商店街の理事会に呼ばれた場合には、そういった全国の先進的な事例や施策の紹介などをしております。そうした中で、先月も、商店街として先進地視察とか、そういったところに伺って事例研究をしてきているというふうに聞いております。

また、商工会議所の中の商業委員会という部会もございまして、その中で出席が求められた場合には、市の施策の説明とか、そういった状況的な話をしております。

また、商店街単位におきましても、都通り商店街、サンモール一番街、花園銀座商店街又は花園銀座3丁目会として、そういった活性化の取組を考えているので、何とか市の方でも手伝いをという話があれば、それは出向いて行って、商店街の中に入っているいろいろと相談に乗るということではないのですが、アドバイスといいますか、支援に努めているというような状況であります。

新谷委員

要請されれば、そういうことには十分、できる限り応じてくれているのではないかと思いますけれども、行政の支援としては、やはりこちらからそういうものを発信していく、提供していくという、そういうものが必要ではないかとも思うのです。それで、地域のその商店街の活性化、市場の活性化、そういうことで、今、小樽市は高齢化が非常に進んでいますし、そういう点では近くに商店、市場があれば大変助かりますし、300メートル以内の歩ける

距離にあるのが一番いいのだという説もありますけれども、そういう点では商店、また市場が地域のコミュニティの核となる存在でもあると思うのです。そういう点では、建設部のまちづくり推進課、私は本来これは経済部にありべきものではないかと思っているのですけれども、そこの連携の中で、どうやってそれぞれの地域の発展をしていくかということで、連携して考えていかなければならないと思うのですが、その点についてはどういう施策を持っていますか。

（経済）本間主幹

建設部のまちづくり推進課とは常日ごろから連携しておりますけれども、特に現在、国の中心市街地活性化法の改正を受けまして、小樽市の中心市街地活性化基本計画を今策定しております、国の認定に向けて作業を進めているところでありまして、その中におきましては、商店街を占める役割、今、委員がおっしゃったコミュニティとしての商店街や市場の役割ということもせてござますので、そうした中で建設部のまちづくり推進課とは、まちづくりという観点から商店街のあり方、市場のあり方についていろいろと話し合いを進めているところではあります。

新谷委員

これは中心市街地活性化ということですね。やはりどうしてもその目が中心市街地の方に向くわけですが、前に都市計画マスタープランもつくりました。その中では、地域のいろいろな声を集めてのせてありますけれども、やはりこの地域の活性化、商店の活性化というも結構出てくる部分でありますから、中心市街地だけではなくて、ほかの地域も、先ほど言いましたように、高齢化になっても歩いていける距離にある、そういうまちづくりのための計画も進めていただきたいと思うのですが、いかがですか。

（経済）本間主幹

先ほど中心市街地のエリアについて話していなかったのですが、かなり広い範囲でとっております、現在の計画でも、ちょうど小樽病院と南小樽駅の間の道路から手宮あたりまで入る210ヘクタールを旧計画の中でも位置づけております。現在の計画の中でも、ほぼ同じような範囲がこの中心市街地の位置づけの中に入るものですから、先ほどおっしゃった入船から、手宮地域も入りますので、重立ったところは入るということであります。

また、例えば奥沢とか、桜とか、そういったところは確かに中心市街地という中には入らないわけですが、あそこには市商店街振興組合連合会という形には参加しておりませんが、任意の商店会があるものですから、例えば桜町の商店会や奥沢の商店会に出向いて、市の施策を説明したりとか、そういったこともしております。そうした中で、その地域の特異性のある中での何か市の事業を活用してそういったことをしたいという話があれば、それについてはおこたえしてまいりたいというふうに思います。

新谷委員

繰り返しになりますけれども、どうしてもその郊外、例えば小樽市は広いわけですから、銭函から蘭島までずっとあるわけですから、それぞれの地域でどうやってその地域が発展していくのかということで、ぜひあわせて考えていただきたいというふうに思います。これは要望ですが、どうですか。

（経済）本間主幹

おっしゃるとおり、小樽市は銭函から蘭島まで広い地域の中で、例えば蘭島ですと、蘭島商工会という組織があって、独自の事業をやっていたというふうに聞いております。ですから、中心市街地は中心市街地の役割がある中で、まちの顔として重点的に支援はしておりますけれども、小樽市内全体の商店者といたしますか、そういった地域になくはならない商店街に対しては、これからもさまざまな形での支援には努めてまいりたいとは思っています。

新谷委員

それで、お聞きしますけれども、中心商店街の丸井今井小樽店の跡利用ですが、いつごろ発表できるのでしょうか。

（ 経済 ）本間主幹

代表質問に市長から答弁いたしましたように、これまでも幾つかの出店要望者との交渉は進めておりました。ただ、これは当事者同士、つまり施設を管理・運営する小樽開発株式会社と出店を交渉している相手が守秘義務契約を結ぶ中で進めていく性質のものでありまして、出店表明に至るまでは表に出ることがなかなか難しいというふうな状況であります。ただ、小樽開発からは常日ごろから情報収集といいますか、教えていただけるものは収集しております。そうした中で、現在も複数の業者と交渉はしているということですので、何とか幾つかの課題はありますけれども、私どもも早く水面から顔を出して、そういった新たな後継テナントの名前を公表できればとは思っていますけれども、そういう状況ですので、御理解いただければと思います。

新谷委員

ポイントカード等の取組について

それでは、次の質問に行きたいと思えます。

商店のこの活性化、一番の活性化ということにつながると思うのですが、小樽市内の商店街でポイントカードを取り入れていますね。それで、今、ポイントカードとか、あるいはスタンプ券を発行して、さまざまなサービスと提携して、地元の商店街の活性化を図っているところがたくさんあるのですけれども、この中で、このポイントあるいはスタンプ券を使って納税や公共料金の支払を取り入れている自治体が広がっております。この取組の先頭を切ったのは福島県矢祭町ですけれども、主には、今、町の段階ですけれども、静岡県東伊豆町とか、長野県松川町などに広がっておりますし、それから市としては熊本県天草市でこのスタンプ券を取り入れまして、納税率が上がったということが報告されています。ここは、納税組合というのが個人情報の問題で解散してから納税率が数パーセント下がったそうですけれども、これを取り入れて活性化と、それからその納税率が上がった、ということが報告されているのです。これは商店街通信というもののようですけれども、そういうことで、ぜひ今小樽市のそのポイントカードというのは、指定金融機関で預金もできることにもなっていますが、納税とか公共料金の支払ができるとなると大変市民も助かりますし、それから商店街の活性化にもつながると思うのですが、このような取組はいかがなものでしょうか。

（ 経済 ）本間主幹

ポイントカード事業を行う代表的なものとして、オタルンカードを発行しております。小樽ポイントカード事業協同組合がありまして、現在、約150組合員があって、中心部の商店街の中で主に組合員になっているというふう聞いております。

委員から御質問があった事例について、私もインターネットでそういったポイントカードで公共料金等の支払を可能にしている例を幾つか見ました。私が見た範囲の中では、先ほどおっしゃった福島県矢祭町、そのほかに長野県の村で二、三あるようです。私が調べた中では、確かに収納との関係では、過疎化を基にして収入率も下がってきている。そうした中で、地域の活性化なくして収入率の向上はなし得ないだろう、そういう発想から、地域の商店街のポイントをそういった公共料金を払えるようなシステムを考えたということで受け止めております。ただ、地方自治法では、税の支払については現金若しくは小切手でしか支払えない規定になっていると理解しておりますので、ただこういった市町村がこういった形でそういうシステムを組み入れたかについては、また運動しながら、そしてまた実施する主体はポイントカード事業協同組合になりますから、その組合の方にも委員からのお話のあった提言といいますか、その点については伝えて、一緒にちょっと話し合いを持ってみたいとは思っております。

新谷委員

そういう地方自治法の縛りというものがあるのですけれども、スタンプ券をその発行団体から小切手にかえて、そして納入しているということですので、ぜひ前向きに検討していただければと思いますので、この次の質問を楽しみにしております。

ブルーリッジ入港問題について

それでは、ブルーリッジ入港問題に行きたいと思います。

この間、一般質問でも伺いましたが、ブルーリッジ入港の際、入港届が市に出されたのは午後 5 時過ぎということでした。その後すぐに、その施設使用許可を出したということですが、こういうことがブルーリッジに限らず、一般の商船にもあることなのだと、現場では大変だという話でしたけれども、今までこの米艦船入港のときには、絶えずこういう状況だったのですか。

（港湾）施設管理課長

確かに今までの米艦船につきましては、係船使用とかの許可等、使用料につきましては、年に 2 回ほど、札幌防衛施設局の方に申請ををするのです。したがって、今までは、この許可とかそういうものについては手続はしてありませんでした。今回から、やはりきちんとした整理をしなければならないということで、我々の方でブルーリッジからきちんと入港届をいただいて、係船許可をしてというのが、今回からスタートいたしました。

新谷委員

代理店も忙しいというのはわかります。しかし、今回のブルーリッジ入港については、米空母キティホークの入港以来のたくさんの反対意見が、市民・道民、団体などから上がっていたわけですから、どうしても納得いかないのは、入港して、使用許可を出さないうちにもう接岸して行動を始めている、それが許されるのかということなのです。港湾法では、施設使用の許可は市長の権限なわけですが、この使用許可を出す前に使っていたというのは条例違反、ひいては法律違反になるのではないのかと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

（港湾）施設管理課長

ただいまの御質問でございますが、確かに委員が御指摘のとおり、手続前に今回の場合は接岸をしているのはおかしいことではあります。しかし、確かに船種を問わず入港届につきましては、条例上入港後直ちに港湾管理者に提出するというようになっておりますが、現場サイドといたしましては、従来からの運用法といたしまして、現実的に各船舶代理店の方で早朝入港や業務のふくそう等がある得ることから、その日までに入港届を提出していただいて処理をしているというのが現状であります。今後につきましては、できるだけ条例に沿うように、各代理店の方をお願いをしてみたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

新谷委員

それが筋ではないかと思うのですが、重ねて聞きますけれども、港湾法第 50 条の 2 に電子情報処理組織の設置及び管理というふうにあります。これは、入港届、出港届、係留施設の使用の許可の申請を迅速かつ確実に処理するためのものであるということで、こういうのがうたわれているわけですから、今おっしゃったように、迅速にやっていただきたいと思うのですが、こういう組織の設置及び管理、これは小樽市では体制ができていますか。

（港湾）施設管理課長

港湾電子申請につきましては、平成 12 年から、国の方針で港湾手続のワンストップサービスの推進という目的で実施されております。それで、小樽市におきましては、18 年 9 月から、この電子申請のシステムに加入いたしまして、運用いたしております。

しかし、このシステムの利用実態といたしましては、船舶代理店が 10 社ほどございましてうちの 3 社程度の一部の方が活用していると、そういう実態になっております。したがって、完全に普及になっているということにはまだなってありません。これにつきましても、それぞれ各船舶代理店の事情もあると思いますので、その辺も今後活用していただくようお願いをしてみたいと考えております。

新谷委員

そういうことで、迅速にきちんと許可をしてから入港する、特に商船だ、米艦船だということがないと言うかもしれませんが、米艦船のことについてはいつも意見が上がっているわけですから、そういうことで気をつけてやっ

ていただきたいと思ひます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

鈴木委員

今、小樽市民、とりわけ商工業者の皆さんとの懇談の中で口をついて出てきますのは、景気が悪いということですね。どうやって生計を立てていくか、このままでは廃業も考えてしまうという、本当に結構悲惨な状況なわけですね。その中でも、勤める側からしますと仕事がない、現状に不安を感じまして、若い世代から、今この小樽に住んでいられるのかというぐらひの話が来ています。そういった中で、本市が今後どのような都市を目指して、今、どのような経済環境整備の布石を打っていくかを明確にすることにより、どんなビジネスチャンスが生まれ、どんな投資が有益か。そして将来の展望が開けてくるか、ということが付随してくるかと思ひます。そうした中、平成 20 年度の事業の裏づけでもあります今回の予算書に目を通しますと、特にこの将来展望を開く経済をけん引する予算が少ないと、本当に感じるわけですね。その中で、小樽は食品加工を行う事業所が大変多い。国内では物産展などで、高い評価を受けておりますが、国内の消費の低迷などを考えますと、国外の市場開拓や販路拡大は、産業振興にとって重要な施策になるという思ひがあります。

東アジア・マーケットリサーチ事業について

それで、まず、数少ない経済けん引予算として計上されております、16 年度から台湾、香港で展開しています東アジア・マーケットリサーチ事業についてお尋ねいたします。これまでの東アジア・マーケットリサーチ事業の取組状況について説明してください。それから、4 年にわたって事業展開をしてきたわけですねけれども、その成果について説明してください。

（経済）商業労政課長

先ほども説明いたしました、地場産品の販路拡大の方策として、国内のほかに国外へも目を向けてということで、平成 16 年度から海外への販路拡大事業ということで、東アジア経済研究会を立ち上げまして、その中で各年度実行委員会を組織しまして事業を進めてきたところでありますが、16 年度は、特に小樽への外国人観光客数が多かった香港をまず一つターゲットにして、小樽フェアといいますか、香港そごうという向こうの百貨店で、ミニ物産展を開催するという形で事業を行ったところであります。なお、こちらには小樽市内から 12 社が参加しております。17 年度ですが、香港のそういう物産展開催を受けて、また同じように小樽への観光客が非常に多くなっていました台湾という市場もひとつ調査してみようということで、こちらにも台湾にあります太平洋そごうという百貨店を会場にしまして、小樽市内の企業 9 社で日本商品展というイベントに参加しております。その間、17 年度につきましては、16 年度に引き続いた形で香港そごうの方でも北海道フェアをやっておりましたので、前年に参加した企業 5 社もそちらに参加するという状況でございました。18 年度につきましては、17 年度の台湾での物産展の開催を受けまして、その一歩、継続的な取引ができないだろうかということで、単に消費者の方に商品を売るというだけではなくて、向こうの卸あるいは小売、スーパーを含めて、バイヤーを対象にした商談会という形でつながりを少し太くしていかなければならないということで商談会を開催いたしました。なお、この商談会につきましては、ジェトロ（日本貿易振興機構）の協力もありまして、小樽単独ではなく、札幌あるいは道内の他のメーカーも含めた形での開催ということで、小樽市内からは 10 社が参加しております。また、それを受けて、19 年度に実施した内容でございますが、同じようにその現地のバイヤーを相手にした北海道商談会という形での開催をいたしまして、市内のメーカー 9 社が参加する中で実施させていただきました。

これらの中で出た成果でございますが、具体的には、平成 16 年度の香港での開催のときには、菓子メーカーが常設の店舗を開店するという成果が出まして、現在もテナントとして販売をしているというように聞いております。

また、17年度の物産展出店のときの成果としましては、菓子メーカーあるいは製麺メーカーが引き続き春、秋行われている定例的な物産展の方にその後も出店しているという成果があったというふうに聞いています。それから、18年度の商談会からの成果でありますけれども、こちらにつきましても菓子メーカーが取引を行っているという成果が出ているというようにも聞いております。それから、19年度の成果でございますけれども、現地ですぐ成果が表れたということは残念ながらなかったわけですが、当日来店した約100社のバイヤーあるいは企業からの問い合わせによりまして、数社が現在商談を継続中であるというふうに聞いております。

鈴木委員

今、毎年一、二社といえますか、少し実績が出てきたのかという気がいたします。その中で、東アジア・マーケットリサーチ事業の平成20年度予算は90万円ですが、これは多いのか少ないのかという思いはありますけれども、この90万円を使って今年度行う事業についてお知らせください。

（経済）商業労政課長

平成20年度の東アジア・マーケットリサーチ事業の展開でございますけれども、16年度、17年度、18年度という形で台湾との取引がある程度見えてきたといえますが、一定の成果も出てきているということもあります。そういう部分では、台湾でのこういうマーケットリサーチ事業というか、物産展あるいは商談会の開催については、今回、19年度で一応成果が見えたかと。ただ、台湾とのつながりの部分につきましては、その台湾の小売業者の方で日本法人というか、日本商品を受け入れている商社がございますので、そことのつながりが継続的にまたできるようなこともございますので、台湾とのつながりは今後につきましても継続して行っていけるのかというように考えています。それを受けまして、どこが適地なのかということで、正式な研究会なり実行委員会での議論はまだしておりませんが、今までの経過の中で、打合せの中では、平成16年に行った香港の市場での商談会につながるような形の事業が展開できないだろうかというようなことを考えておりますが、具体的な部分につきましては、今後またその東アジア経済研究会なり、実行委員会の中で検討していきたいというように考えてございます。

鈴木委員

今の答弁の中で、一定の成果というより、どういったものか、もう少し具体的にお知らせいただきたいのが1点。それからもう一つは、最初の前段でありましたとおり、こういうことは費用対効果はかなり望めることというふうに思っております。今後のこれ以降ということについて、もうちょっと拡大していくとか、そういう方向を経済部として考えているのか、そういうことも含めましてお知らせください。

（経済）商業労政課長

具体的な効果という部分では、先ほども答弁いたしました、百貨店の中のテナントとして入れたとか、あるいは具体的に春と夏に行われる物産展の中で継続的に取り扱っていただけたとか、あるいは特に台湾の台中というまちを中心に展開しているスーパーがあるわけですが、そこでの取引の中で商談が成立しているところも一、二聞いています。そういう成果が具体的に出てきているということが挙げられます。

今後の展開ですけれども、今後につきましては、台湾それから香港、ほかの東アジア、特に中国あるいはロシア、そういうところも視野に入れながら海外への継続的な販路拡大に取り組めるような地域を、今後、探していければというようにも考えております。

鈴木委員

どうしてここで何回も聞くかといいますと、先般、市長が台湾に行きましたとき、私は私費で同行させていただきました。そのときに、やはり先ほど言いました彰化県という真ん中の県庁、県を挙げて小樽大歓迎という形が見えまして、そういった中で、海外から見ますと、この小樽、特に北海道の中の小樽というのはかなりインパクトが強い、そしてこの経済交流をもっとやっていきたいというその意欲が大変あふれているわけです。そういった中、こちらからはもう少し手を差し伸べて、そういうところをしっかりとつかむというような方策という考えはないのか

ということをお聞きします。

（経済）商業労政課長

今、具体的に彰化県というようなお話も出ましたけれども、先ほど私も答弁しました台中を中心にしたスーパーというのが、もともと彰化県を本社にしているスーパーでございまして、台中周辺で6店舗ほどを展開しているのを聞いていますが、そこのここ2年間のつき合いの中では、台湾の方の受けも非常によいということで、先ほども言いましたように、横浜に日本での受ける窓口となる商社も持っておりますので、そこを通して向こうから来るもの、あるいはこちらから出すもの、今後、販路拡大に、量の部分も含めて拡大させていければいいかというようには考えてございます。

鈴木委員

そういった面では、今後、本当に広がっていく部分があると思いますので、大事に、そして展開していただきたいというふうに思います。

中国とロシアに向けての代表団について

それと、そうなりますと、今度関係してくるのが中国、ロシア、東アジアでございますので、そういった中で、昨年小樽市の方では、中国とロシアに向けて代表団をそれぞれ派遣したと聞いております。その目的と成果につきまして教えていただけますか。

（経済）産業振興課長

中国、それからロシア向けの代表団の派遣についてのお尋ねでございますけれども、私の方からは、ロシア向けの代表団について答弁させていただきたいと思います。

ロシアのナホトカが姉妹都市になっておりますけれども、一昨年、提携40周年を迎えて、先方から代表団が参ったわけですが、昨年の10月に、その答礼ということで、小樽市から代表団を派遣したものでございます。目的は、儀礼的なものが主ではあったのですが、やはり現地の経済状況が非常によくなっているということもございまして、通常のその代表団に加えて、経済界の方々もこの代表団に参加をいただきまして、現地を視察しようという目的で派遣をしたものでございます。現地は、姉妹都市のナホトカのほか、隣にありますウラジオストクを訪問いたしまして、現地の量販店ですとか、水産加工場、あるいは港湾施設、そういったものを視察いたしまして、帰国したところでございます。

（港湾）企画振興課長

中国につきましては、現在、就航しております中国コンテナ航路の拡大のために、3年ぶりに、昨年11月に市長を団長といたしまして、経済交流使節団を編成いたしまして、中国の上海と大連の2市へポートセールスを実施いたしました。両市におきまして、コンテナ貨物の荷主訪問ですとか、あるいは港湾施設の視察、また港湾関係者、それから荷主との利用促進の懇談会を開催して、小樽港のPRをしてまいりました。その中で、訪問企業の中には、現在、小樽航路を実際に利用している荷主がおりまして、訪問以降、取扱いが増えた企業ですとか、また利用を検討中であるという企業もありましたので、強く小樽港の利用をお願いしてまいりました。

鈴木委員

ポートセールスについて

ロシアと中国、別々に答弁していただいた中で、今、中国の件につきましては、多分そのポートセールスの部分だったと思いますので、この小樽港貿易振興協議会負担金190万円、それに乗せている部分のことですね。ポートセールスが主ということでよろしいですね。では、それにつきまして、ポートセールスの事業内容についてお知らせください。

（港湾）企画振興課長

ポートセールスの関係でございますけれども、民間と組織いたします小樽港貿易振興協議会で、会長である小樽

市長を先頭といたしまして、小樽港の P R を展開しております。国内では、東京地区、それから札幌地区の荷主懇談会、また旭川方面、関西方面、東京方面あるいは札幌での荷主の訪問を中心にセールスを行っております。また、同協議会では、そのほかにもクルーズ船の誘致事業ですとか、また必要に応じてセミナー等の開催等も行ってまいります。

鈴木委員

ポートセールスに当たって、その過去三、四年でいいですけども、それによってこうなったというか、その実績についてお知らせください。

（港湾）企画振興課長

港湾の貨物につきましては、経済の状況ですとか、社会情勢の変化で非常に影響を受けるというところで、なかなか即効性のある方策というのは見つけれないところがございますけれども、現在、ポートセールスを官民一緒になって協働で実施しております。この中で、民間で言う荷主でない企業につきましては、私どもが同行するということで、訪問しづらい相手も市と一緒にいくということで面談をしていただける。また、その情報交換の中でその荷主が使っている代理店ですとか、いろいろな情報が得られる。さらに、数は多くないですけども、実際に利用しました荷主が利用する港を小樽港の方に変えていただいた企業、そしてそういった企業の中からは機会があれば小樽港を利用してみたい、またほかの企業にも声をかけてみたいと、そういった反応がございます。そういったことをこの効果と考えまして、これからもそういった取組を重ねてまいりたいと考えております。

鈴木委員

ということは、ポートセールスは物流がなければ、ポートセールスをしてもしようがないわけございまして、そういった意味では、この 4 月から一緒になるということはメリットがあるということでお考えなのですね。そういう意味で今回やったということですね。では、この件は終わります。

中国とロシアの経済の現状について

それで、中国とロシアが先ほど出ましたけれども、経済的な発展を遂げている両国ですけども、市として、現地の経済状況について把握している内容をお知らせください。

（経済）産業振興課長

ロシアの経済状況ということでございますけれども、一般的にはやはり現在原油が高騰しておりますけれども、ロシア自体も産油国の一つございまして、この影響というのが私どもが訪問いたしましたウラジオストクですとかナホトカという、この沿海地方にもそのいい意味での影響というのが出ているというふうに感じております。非常に建設ラッシュが続いておりますし、まちの中では地価の高騰あるいはインフラ整備が追いつかないがために交通渋滞が引き起こされているという社会問題まで発生しているような状況でございました。特に、そのロシアは、今、極東を重視する施策をとっておりまして、2012年にはウラジオストクで A P E C 首脳会議が開かれますし、姉妹都市のナホトカは港湾を中心にかなり大きなプロジェクトが組まれており、相当な官民挙げての投資というのが今後見込まれるということで、当面そのロシアの経済成長は続いていくというふうと考えておりますし、相当な富裕層もいるようでして、日本の商品に対する関心それから信頼度、そういった高まりも受けて、非常に有望な市場ではないかというふうには考えております。

（港湾）企画振興課長

中国に関しましては、昨年 11 月に訪問したのは上海と大連ということなのですが、中国の中でもこの 2 港は取扱量が上位に位置することで、有数の港湾都市でございました。両市とも、人口も非常に多いということで、また港湾の整備も非常に急ピッチで進められておりました。特に上海は、万博を控えまして、そのまちの発展というのは非常に目をみはるものがあったというふうに感じております。というようなことから、相手港として非常に大きな可能性があって、今後さらに経済交流は進めていかなければならないと感じましたので、今後ともコンテナ

航路のみならず、積極的に貨物等の誘致に取り組んでいきたいと、そういうふう感じたところでございます。

鈴木委員

ロシア航路について

それでは、以前ありましたサハリンとの航路ですが、日ロフェリー定期航路利用促進協議会の負担金、今回の予算計上は10万円ですけれども、それにつきまして、今どうなっているのか、教えてください。

（港湾）企画振興課長

北海道と組織しております日ロフェリー定期航路利用促進協議会の負担金が10万円でございます。現在、小樽市とサハリンとの間で、運航されています航路といたしましては、ホルムスクとの客船航路がございます。こちらは、厳冬期を除き、おおむね月 1 回程度で運航されておりまして、船舶としましては4,575トン、定員が150人の客船で、帰りには、1 回当たり五、六十台の中古車を積んで帰るといった船が就航しております。またもう一件、日ロ定期フェリーにつきましては、平成17年8月から、燃料費の高騰ですとか、サハリンプロジェクトが一段落したということで貨物が減少している、あるいはその船の安全上の基準から、乗客定員が減少したということで、現在も休航が続いております。それで、昨年11月に東京にある日本側の代理店の方とも情報交換をしましてまいりましたけれども、現状としては状況が改善されていないため、再開については非常に厳しいというふうになっております。

鈴木委員

中国とロシアの取り扱い品目と今後の戦略について

それでは、中国とロシアで、例えばどういう荷が動いているかということと、今後の戦略に向けての考えを、お知らせいただきたいと思えます。

（港湾）企画振興課長

ロシアにつきましては、基本的には水産品ですとか製材、原木等が小樽港に入りまして、その帰りに中古車を積み出しているということで、中古車の積出しとしては日本国内でも10本の指ぐらいに入るところまで来ている状況でございます。

中国につきましては、輸入が中心でございます。ホームセンターなどのいわゆる生活雑貨品ですとか衣料品、ゴム長靴とか、そういったものが主に輸入されておりまして、輸出といたしましては、水産品、それから廃プラスチック、古紙、これらが輸出されている状況でございます。

それで、今後ですけれども、ロシアにつきましては、このウラジオストクなどへの中古車を見てもわかるとおり、経済発展が非常に大きいということで、本州の一部業者の方からは、中国の本土側とも航路が開けないだろうかというようなことで情報収集に見えておりますので、その辺はひとつ取り組んで、今後の課題かと思っております。

中国につきましては、冷凍ギョウザの事件もございましたけれども、輸入というのが非常に停滞気味になっておりまして、今後は日本からの輸出というところが一つのセールスポイントというか、戦略となると思いますので、その辺を新たに開拓していくということが必要になるのかと思えます。

鈴木委員

小樽港を利用した輸出の新たな取組について

それでは最後に、今、話題になっています食の安全の件が出ましたけれども、中国でも、今、食の安全が問題になっております。北京オリンピックの選手宿舎で使用される野菜も、カナダから持ち込むというような話も聞いている中で、後志管内には恵まれた資源、そしてそういうものが備蓄されている中、小樽市を中心に何とかそういう自治体の連携を深めて、商売はできませんけれども、声かけをして、そこでの産物を小樽港を利用して出していくとか、そういう方向性を模索していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（経済）産業振興課長

今、輸出のお話が出まして、港湾部の方からも、これからはやはり日本からの輸出を積極的に考えていきたいと

というような話がありましたけれども、先ほど来お話がございました、国外に向けた市場開拓事業なのですけれども、私どもはこれまで台湾、それから香港を中心にやってきましたが、中国なりロシアに向けた取組というのはこれからになってくるかと思っております。中国、ロシアは、これまで取り組んできた台湾と香港に比べますと、やはり貿易の手續の仕方が違う、あるいは関税が違うといったような、国や地域でやはりそういった取組方が異なるものですから、まず一つは、お国柄と申しますか、そういったことを調査していかなければならないのではないかとこのように考えております。

それからもう一つは、輸出品の掘り起こしの部分になってくるかと思っておりますけれども、特に食料品などで言いますと、輸送期間を考慮いたしますと、やはり賞味期限が長いものが向こうに受け入れられるということになりますけれども、そういった食品でふさわしいものがあるかどうか、そういったようなものの掘り起こし、それから貿易の相手方を探すというようなことが必要になってまいります。そういったことにつきましては、北海道ですとか、道内の金融機関もやっております商談会ですとか物産展、それからアンテナショップの事業、それから道が実際にやってみる、トライアル、テストで輸出してみるというような事業もやっておりますから、そういった事業に企業が積極的に参加できるような機運を高めていくという必要があるのではないかとこのように考えております。

今、お話がございました、当然その小樽港を使って荷物を出していこうということになりますと、小樽だけではやはりなかなか荷物が集まらない状況になっております。一方で管内を見ますと、すぐれた1次産品などもございますので、今後、輸出品の掘り起こしに当たりましては、庁内の港湾部と私どもだけではなくて、管内の自治体とも連携をとりながら、そういった相談会とか、テスト輸出事業とか、そういった調査事業をやりつつ掘り起こしを図ってきたいというふうに考えています。

鈴木委員

予算は限られておりますけれども、大変期待しております。ぜひとも頑張って、よろしく願いいたします。

前田委員

公設青果地方卸市場について

代表質問でもお聞きしております公設青果地方卸市場についてお伺いをいたします。

本会議における代表質問において、本市の同市場の今後の対応と、見通しについてお伺いをいたしました。

そこで、質問の趣旨は、樽一小樽中央青果株式会社の卸市場使用料の減免が90パーセントに達しましたことから、これ以上の本市の支援措置には限界があると感じまして、現下一定の判断を下すべき時期に来ているのではないかと質問をしたところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

そこで、順次お伺いをしていきます。

まず、公設市場が同地に開設されるに至った経緯と、また同じく樽一小樽中央青果がこの場所で営業するに至った経緯についてまずお聞かせください。

（経済）公設青果地方卸市場長

現在地は、先ほども答弁いたしましたけれども、昭和48年1月に移転新築ということで開設しました。卸市場につきましては、卸市場法がございまして、全国的に市場が整備されていないということで、法整備をしまして、当初はその全国的な卸市場の整備という趣旨でありまして、公設は昭和36年からやっておりますけれども、当時は小売商を対象にした市場ということだったのですけれども、ちょうど小樽市も時期的に、今の卸売制度にのって新たにスタートさせたという経過でございます。

それで、当初、卸につきましては2社ということで、樽一小樽中央青果ともう一社卸売会社がございましたけれども、昭和48年1月にスタートして、すぐ6月に今の樽一小樽中央青果の1社制になったということで、これも市場法独特の独占みたいな形なのですけれども、市場法的に容認されているということでございます。

前田委員

市内にそれまであった市場といいますか、それを集約したということだろうと思います。

それで、売上高の推移ですが、ピークから現状、実態をお聞かせください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

売上高は、ピークは平成 3 年度、79 億円。現状は、平成 18 年度で 38 億円です。

前田委員

79 億円から、平成 18 年度で 38 億円ということで、もう半分ほど減になったようなもので、半分です。これらの減少に至っているもの、大きな原因というのは何なのでしょう。これはどう押さえているのですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

いろいろな要因があるうかと思えますけれども、小樽市の人口が減っているということもございまして、少子高齢化ということで、高齢人口が増えてきているため、1 人当たりの消費量も落ちているというようなことも一つ要因としてはあると思えます。

それから、急に落ちてきたというのは、平成に入りまして、これは全国的なのですけれども、量販店の展開が増えてきたということで、量販店の方の仕入れルートが市場外流通をしているというようなことで、商社とか、産地との直取引があるものですから、そういう中で卸売市場経由となる、市場経由率が著しく落ちてきたというようなことが大きな要因かと思えます。

前田委員

聞きづらいのですが、本市の施策と売上げの減少というのは、とりあえず関係は当然ありませんね。これまでのこういう流れ、いろいろとってきたことがあるのではないのかと思うのですが、ないのであれば、ないと言っても結構なのです。

経済部長

樽一側のいわゆるこういう現象とも相まった中で、やはり平成 17 年に非常に経営が不振になった時点のことにつきましては、これは必ずしも量が減ったということだけではなくて、会社経営のあり方そのものにも問題があったのだろうと、こういう認識は持っております。

前田委員

私も聞きづらいところだったのですが、だから具体的には言わなかったのですが、当然部長も何のことを言っているのかと思ったと思います。

それで、あの市場の中にはたしか小樽青果小売商組合か、そういう組合ともう一組合で、組合が二つと仲卸人ですか、これらが軒を連ねて店舗を構えていますね。それで、これらの組合員数とその仲卸人の数、これらの推移というのはどのように押さえておられますか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

卸は、先ほど申し上げましたように 1 社です。仲卸が、現在 12 社になります。この 12 社が一つの卸組合をつくっています。それと、出入りしている買受人の方、小売商ですけれども、登録で、これが 10 年ほど前ですけれども、170 社くらいが、現在、100 社ほどになっています。これが二つの組合をつくっております。そして、組合に加盟していない方も何社かありますので、いわゆる小売は、三つという形になっています。

（「仲卸の数は変わらなかったの」と呼ぶ者あり）

仲卸は、先ほど部長が申し上げましたように、昨年 11 月の時点で、1 社が営業不振ということで仲卸の承認取消しになりまして、13 社が 12 社になったということです。

前田委員

そうしたら、今まで最大で 13 社だったのだ。そして、1 社がちょっと道半ばで倒れたということで、12 社か。

（経済）公設青果地方卸売市場長

もう一つ申し上げますと、昭和48年の開設当初ですけれども、先ほど卸は2社と言いましたけれども、仲卸は24社ございました。それがいろいろ店を畳んだり、高齢化でやめた方もいますし、そういうことで現在12社になっております。

前田委員

仲卸の方も、先ほど私が聞きましたように、売上げの減少うんぬんのところと恐らく原因は一致しているのだらうと思います。

それで、これらの組合ですとか仲卸人は、営業していますけれども、これらの方々のこの市場についてのあり方とか、行方とかということについて、どのような意見、要望、要請があるのか。恐らくこういう状態になっているし、いろいろな予算の中にも出てきているので、聴聞などもしていると思いますので、どういう意見があるのか、お聞かせください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

全体の方にアンケートをしたり、意見を伺っている形ではないのです。ただ、やはり市場経由率が低下しているといえますけれども、野菜で約70パーセント、果実では50パーセントぐらいは依然として市場経由で流れているという事実もありますし、市場自体の役割は決して損なわれていないということで、皆さんからできる限り頑張っっていききたいというような話はいただいていますけれども、今までみたいな市場制度のあり方では今後は続けないだらうという、少なからずそういう意見はあります。

前田委員

そうしたら、聞いてはいないのですね。その市場のそういう存続とか、そういうことについては、具体的には、直接聞いていないということによろしいですか。

経済部長

今、場長が言いましたように、例えば個人的なといいますか、個別的な話というのは私の方にも寄せられておりますけれども、きちんとした意味で今後の市場のあり方をどうするかと、こういったことについてはまだ一切話はおしておりません。

前田委員

それで、先ほどもどなたかの質問にあったかと思いますが、平成16年度からの卸売市場法が変わって、平成21年度から施行されるということで、本市に限らずどこの市場もそうなのだらうと思いますけれども、この法律の変更の影響、これのメリット・デメリットをお聞かせください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

平成16年度の法改正についてでございますけれども、大方の部分は16年度の法改正とともに実施されております。基本的には、これは規制緩和がもういろいろな分野で進んだのですけれども、市場については一歩二歩遅れているということで、こういった形でスタートしております。これが、16年度に実施された部分で言いますと、商物一致の原則ということで、本来は現物を市場に持ち込んで皆さんが見た中で競りなりなんなりで値段を決めてというやり方が大幅に変わったということです。

それから、仲卸業者、卸業者の取引範囲も市場内に限定されていたのですけれども、これが生産者とか、市場の範囲以外にも大幅に拡大されたということで、これも規制緩和されております。それから、取引形態の多様化ということで、競り主体が相対主体にどんどん変わってきているということで、これは16年度からもう既に実施されておりますので、この5年間で大きく変わってきている。

最後に、委託手数料の自由化ということで、市場に集まる品物は委託と買い付けと二つの方法があるのですけれども、今まではもうほとんど7割、8割は委託品ということで、簡単にいいますと、産地から市場に売ってくださ

いということ委託されるということ、これの手数料が法定化されておりました。これが、各市場の機能なりサービスに合わせて自由化されるということ、この自由化に小売が猛反対しまして、代払い制度ということで、いったんその奨励金なりなんなりで手数料としてプールされていた部分が、この自由化によって廃止されるという恐れがあるものですから、その代払い制度が崩壊するということ、小売が大きく反対し、それで5年の経過措置ということで、来年4月に実施されるということになりました。

前田委員

後から聞こうと思ったのだけれども、今、相対売りという言葉が出てきたのですけれども、参考までにお伺いしますが、この相対売りの語源といいますか、競り取引との関係について、またこの関係には矛盾などはないのか、この辺について説明してください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

相対は、相対になるということで、本来、公明性を高める取引としては競りということで、市場法は原則競り又は入札というのが定められていて、取引の主流です。これに、もうかなり前ですけれども、平成16年度の法改正の前からなのですけれども、規制緩和が働きまして、それ以外の取引として、いわゆる予約相対ということで、予約によって品物を仲卸に卸すという方法が認められておりました。これがどんどん拡大していっております。一つには、大きな理由は量販店対策というのがこの予約相対が認められてきた大きな原因です。というのは、量販店は1週間サイトで販売量が決まりますので、そういう注文が事前に入るといって、来たものをすぐ競りをして値段を決めるというやり方では量販店に対応できません。それで予約相対というのがどんどん拡大してきているということで、今まさにその競りを上回るような状況になっているといったときに、数量のロットの問題もあるのですけれども、小さなところがうちは1箱でいいといっても、いや、100ケースでないと品物がそろわないとかというのがありますので、そういうところでは、小さい業者はある程度不利というような実態は、これは商取引の中では起るというふうには聞いています。

前田委員

それで、この相対売りが増えてきたということなのですけれども、これは樽一小樽中央青果にとってはいいことなのか、悪いことなのか。収入なんかの関係でどうなのか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

先ほど言いましたように、品物が市場に入ってくる形なのですけれども、委託と買い付けがございます。予約相対というふうになりますと、これは委託では品物が非常に集めづらい。したがって、買い付けになります。委託は、先ほど言いましたように、法定の手数料率ですから、これについては売っただけそれに見合った利率で入ってきますけれども、買い付けになりますと、相手と交渉して幾らという形になりますので、委託が野菜8パーセントとしますと、買い付けですと、その半分の4パーセントとか6パーセントのものもありますし、極端なことを言うと2パーセントというものなど、商取引になりますから、現状の委託よりも利率が下がってしまう、もうけが少なくなるということで、たくさん売ればそれなりに利益は上がるでしょうけれども、委託に比べると利益が上げづらいというのが予約相対です。

前田委員

何か相当複雑なようだけれども、そういう取引の中で、市場使用料との関係というのはきちんと抑えられるのか、結構うまくいっているのか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

それで、問題なのですけれども、先ほど言いましたように、以前の9割も8割も委託のときは8パーセントとれば、売上げが増えれば増えただけその手数料が入ってくるわけですから、卸会社としてもある程度利益は上げられました。それから、市に対するその施設使用料なり卸売市場使用料というのを払っても、経営的にはある程度余裕

がありました。今言ったように、全体の取扱量があって、買い付けが増えていって、利益が減ってくるということなので、会社の可処分がすごく減ってきているということで悪循環に陥っているということで、経営がだんだんうまくいっていないという状況があります。

前田委員

それで、丸果札幌青果株式会社が樽一小樽中央青果に経営支援を行ったということなのですが、これはいつだったのか、樽一がどのような状況だったのか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

これは、平成14年度から3年連続赤字決算をしたということで、いろいろ市も含めまして、樽一小樽中央青果の再建について協議してきた中で、資本的にも参加してもらえるところということで丸果札幌青果株式会社をお願いした経過がございます。17年10月から資本参加していただいて、役員も派遣していただいて、支援を受けているということです。

前田委員

そのときの売上げはどれぐらいなのか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

平成17年度で、33億8,000万円です。

前田委員

この支援後の経営状況というか、入荷状況、品ぞろえについての実態について、平成18年度で38億円となって増えていますので、その辺を含めて説明してください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

先ほども申し上げましたけれども、平成18年度で38億円ということで、売上高的には4億円ほど増えております。この中身ですけれども、先ほど来言っていますように、その買い付けが大きく増えておりますので、仲卸、小売に、品物をそろえて一生懸命売って何とか売上げを伸ばそうとしたのですけれども、買い付けが増えたものから、売上げが増えたけれども、粗利益が上がらなかったというのが実態です。

前田委員

売上げが上がったけれども、利益がついてこなかったと、そういうことなのだろうと思います。

それで、この予算説明書191ページに出ているのですけれども、青果物卸売市場使用料の施設使用料1,053万3,000円が計上されています。この金額の算出方法と内訳について、またこの金額は条例どおりの金額なのかということと、あるいはまた逆にもう減免されている金額なのかについてお聞かせください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

これは、条例の定めどおりでして、使用料としましては、卸売市場使用料ということで、通常であれば売上高の1,000分の4をいただくというのが一つです。それから条例にありますように、施設使用料で、これは面積割りと言っておりますけれども、単価が決まっております。卸以外、場内に入っている仲卸からもいただいておりますけれども、単価掛ける使用している面積に合わせていただく。これは冷蔵庫やなんかもありますので、そういうことの二本立ての積算ということです。

前田委員

それで、この樽一小樽中央青果もそうですし、その仲卸もそうですけれども、定価どおりもらっていると今言われましたね。滞納なんかはないのでしょうか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

滞納はございません。

前田委員

それで、代表質問の中で、私は樽一小樽中央青果の会社再建策と 9 割減免に至った市の考え方についてお聞きをしています。

そこで、市長答弁では、樽一が売上高の減少を厳しく見込み、再建計画を立てている。また、丸果札幌青果をはじめとした関係者が、それぞれの支援策をおおむね承した。こういうふうに述べられているのですが、そこで伺いますが、初めに、関係者という中に本市も含まれているのかどうか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

まず、市の方の減免も、昨年の 12 月段階だと思いますけれども、全部減免していただきたいという形では話をいただいております。

前田委員

入っているということによろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、この関係者とは、あと市のほかにどのような方たちを指して関係者と言っているのか、またその具体的な支援策というのが示され承されているようですけれども、小樽市以外の関係者がまた支援すると、こういうことで支援するとかという、それをお聞かせください。

（経済）公設青果地方卸売市場長

卸の経常経費といいますか、支出が、先ほど言いましたように、市に対する市場使用料というのが一つあります。それから、これは樽一小樽中央青果の直接子会社になりますけれども、樽一運輸という運輸会社があります。これに対しては、荷物の運搬料や倉庫の出し入れ料とか、そういう経費が払われていますので、その軽減のお願いをしているところです。

それから、小売の組合に対しての完納奨励金ということで、期間内に代金を支払った場合、奨励金を出しておりますので、これについての減免もお願いしているというところでございます。

（「あと関係者、小樽は、今、樽一運輸とか仲卸とかですね。これが関係者なのでしょう」と呼ぶ者あり）

それからあと、金融機関からも短期・長期の借換えですけれども、その金利についての減免も要請しているということです。

前田委員

そういうことが寄せられて、小樽市も乗ったということなのだろうと思います。

それで、こういう問題について集まって会議したということは当然あるのですね。りん議書を回してみたのか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

樽一小樽中央青果が会社として取締役会に諮りまして、計画案が承認されたということで、市の方にこういう形で計画案が示されたということなものですから、それを含めまして経済部内で計画案について検討し、それから市長の方にも説明するという形であります。

前田委員

そうしたら、会議というより文書で示されたのか。

経済部長

まず、私どもの方には、基本的には樽一小樽中央青果側から再建策についての文書が示されております。その中には、ただいま場長が言いましたように、仲卸人とか運送業者、あるいはまた金融機関に対しての軽減策のお願いといったものが示されておまして、私どもといたしましては、それを内部で検討しつつ、仲卸人の代表の方とか金融機関、あるいは運送業者、こういった方たちからもいろいろと意見は聞きました。それは、全体会議ではない

のです。個別に意見を聞きまして、さらには最終的に樽一の方からもおおむねこういった軽減策が、多少率は違いますけれども、了解が得られたといったことを確認できたわけですから、その上で市として、今回のその減免の拡大についての判断をさせていただいたということになります。

前田委員

会議は開いていないけれども、文書でいただいて、あと聞き取り調査をして、今回のことに至ったのだということだと思います。

それで、予算説明書に卸売市場使用料128万円が載っているのですけれども、この根拠である市場取扱売上高の32億円の算定についてお伺いします。

（経済）公設青果地方卸売市場長

先ほど来説明しておりますけれども、率が変わるのは、委託品目とその買い付け品目で変わるということで、14億円を委託とし、それから残り14億円を買い付け、それと、残り4億円を、仲卸人が市場外から集荷するというケースがございますので、この三本立てということで、委託については8パーセント、それから買い付けについては4パーセントです。それから先ほど言いました持込みについては2パーセントということで算定しております。

前田委員

32億円の、要するに売上げなのですね。売上げ根拠ということを知ったのです。

それで、平成19年度決算の見込みというのはどうなっているのですか。

経済部長

私もちょっと資料を持っているかどうか、後ほど示したいと思っておりますけれども、現在のところ、その青果物市場の方からは今年度も相当厳しい状況といえますが、今、役員も非常に給料の削減なんかもしていると聞いておりますけれども、恐らく数千万円程度の赤字になっているというふうには一応聞いております。

前田委員

別にその数字がうんぬんというより、32億円という売上げを見込んで、ここで予算を立てているので、今聞いているのです。平成19年度決算は、当然大きく影響している数字だということだから、当然それがなかったら32億円なんて立つわけがないのですから。大きくへこんでいるのに32億円となると、逆に売上げが上がるということなのか。

経済部長

今私の手元にありますのは、平成19年11月30日現在のその中での予測では、今の状況の中では、その経常損失につきましては約3,700万円程度の赤字になるということで見込まれております。ただ、中身につきましては、これはあくまでも私的な企業の関係でございますので、これは差し控えさせていただきます。

（「売上げと連動しているわけですか」と呼ぶ者あり）

そうです。

前田委員

細かいことはいろいろと個々の会社ですから、そこまでは聞きませんが、私がここを見たのは、この32億円という金額は樽一小樽中央青果にとってどのような意味合いを持つ数字なのか、今回のこの予算説明書に出てきた数字が、ぐっと売上げが落ちてきているのですけれども、そういうことで、どういう意味合いを持つ数字なのか。当然、小樽市にも関係するのですけれども、この辺のとらえ方としてどうですか。

経済部長

代表質問の答弁の中で、売上げも非常に厳しく見込んでおりますということにつきましては、先ほどの平成17年から、この32億円との関係も含めまして、樽一小樽中央青果も実は相当努力をしたことで全体的な売上げが38億円まで上がっている。しかし、恐らく19年度はこれよりもさらに5億円とか、そのぐらいの金額が落ちるだろうと

いう見込みがありますので、そういった意味で、最大限これからも仲卸の協力を得ながら、市場内流通を増加することで、売上げ増加に努めたいということでの32億円だというふうに私は思っております。これはやはり相当厳しい目標を立てて頑張っていると、また一方では、これまでの実績からすれば、我々としては何とか努力次第では達成できる数字だろうというふうには一応思っております。

前田委員

この32億円という金額が出てきているのだけれども、決算がどうなるのかということも一つあるのですが、市長答弁では民営化も視野に入れてというようなことも言われているので、この辺が市長判断の分かれ目というのか、一つの判断をするに於いての数字としては重いものというか、その判断基準の一つとしてあるのかというふうに私は見ていたのです。それで、今日、市長はいないので聞けないのですけれども、この辺の数字を踏まえて、最後に部長にお聞きしたいのですけれども、市長答弁では「民営化も視野に入れながら、市場関係者などと早急に協議をしてみたい」というふうに答弁されているのですが、想定される民営化とはどのようなものなのか、部長の段階で結構なのですけれども、この見解をお聞かせいただきたいと思います。

経済部長

このことにつきましては、まだ一切対外的にも、具体的な施策についても整理しておりませんし、まだ市内でも具体的な新システムのあり方、あるいはその考え方というのもまだ内部で検討を十分しておりません。ただ、言えることは、今、やはりこの使用料をここまで減免をしていく中で、現在、市の直営、公設ということですから、場長あるいは事務長なり、あるいは人件費総体といったものに相当金額がかかっているわけです。しかし一方では、その使用料が上がってきていないという、こういった状況の中では、これはもう相当市の財政を圧迫すると言えるものが一つあると思います。一方で、その市場法の改正とか、あるいは市場を取り巻く対外的な環境というのがあり、大きく変化をしております。ただ、こういったことを行政が的確にこれから把握をしていくことはなかなか非常に難しい。むしろ卸人、あるいは仲卸人、そういう人たちの中で、やはりその環境に対応した市場づくりを進めていただきたいということが市の考え方であるわけです。

しかし、この市場というものは、あくまでもやはり公平かつ適正な形で市民の皆さん方の食卓にきちんと安全な野菜や果物を届けていかなければならないという、こういった使命があるわけですから、公平性とか、あるいは安全性、適正なもの、こういったことがきちんと担保された形で、これからの民営化というものは進めていかなければならない。そのあたりを含めまして、その経済の効率性なり、あるいは安全性なりのこの両方を達成することが、何とかこの民営化の中で進めるべきではないかと、市としてはそういったことを基本にしながら、これから具体的なあり方といったものを関係業者の方々とも十分話し合いながら進めていかなければならないだろうと、こういったことでございます。

前田委員

それで、市長がいれば、この後詰めて聞こうと思ったのですけれども、今おっしゃいました部長の答弁もよくわかります。

それで、私としても、もう128万円の使用料しか入ってこなくなってしまって、もう減免するにもこれで9割で、切り札というか持ち点というのか、もうなくなってしまっているのが現状だと思うのです。それで、この後、市長がいれば答弁いただきたかったのですけれども、これは総括の方に回しますので、今日はこの程度で終わります。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。